

第三十八回 参議院農林水産委員会會議録第四十号

昭和三十六年五月十日(水曜日)

午後一時八分開会

委員の異動

本日委員松本治一郎君辞任につき、その補欠として江田三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

藤野 繁雄君

理事

秋山俊一郎君

櫻井 志郎君

亀田 得治君

東 隆君

森 八三二君

委員

青田源太郎君

石谷 憲男君

植垣弥一郎君

岡村文四郎君

河野 謙三君

重政 庸徳君

田中 啓一君

高橋 衛君

仲原 善一君

堀本 宜実君

阿部 竹松君

江田 三郎君

大河原 次君

北村 暢君

小林 孝平君

清澤 俊英君

棚橋 小虎君

千田 正君

北條 尚八君

國務大臣

内閣総理大臣

農林 大臣

政府委員

法制局長官

法制局第三部長

農林政務次官

農林大臣官房長

農林大臣官

農林省農地局長

農林省振興局長

農林省畜産局長

農林省蚕糸局長

食糧庁長官

事務局側

常任委員

会専門員

安樂城敏男君

池田 勇人君

周東 英雄君

林 修三君

吉國 一郎君

井原 岸高君

昌谷 孝君

大沢 融君

坂村 吉正君

伊東 正義君

斎藤 誠君

安田善一郎君

立川 宗保君

須賀 賢二君

本日、の會議に付した案件

○農業基本法案(内閣提出、衆議院送付)

○農業基本法案(天田勝正君外二名発議)

○農業基本法案(衆議院送付、予備審査)

○委員長(藤野繁雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。本日、松本治一郎君が辞任、その補欠として江田三郎君が選任されました。

○委員長(藤野繁雄君) 農業基本法案(開法第四四号、衆議院送付)、農業基本法案(参議院第一三三三号)、農業基本法案(衆議院第二二二二号、予備審査)、以上三案を一括議題といたします。

この際、池田内閣総理大臣の出席を得ましたので、総理大臣に対する質疑を行います。質疑の要求の委員の発言は、委員長において順次指名いたします。江田三郎君。

○江田三郎君 農業基本法案の内容の質問をいたす前に、まず衆議院の段階における基本法案の扱い方につきまして、総理のお考えを承りたいのであります。私があらためて申すまでもなく、農業基本法案は、農業基本法、将来の日本の農業の長い進路を決定する重要な法案であります。私たちが農業基本法案を提出したとき、私たちが農業基本法案の提出をい

と、要はわれわれとしましては、この法案は十分審議をしなければ、あとに禍根を残す、こう考えましたのでお願いしたわけであります。それにいかわらず、一方的におやりになりました。きのうの段階に至って、両院の国会対策委員長会談で、衆議院における農業基本法案の審議は遺憾であった、こういふ申し合せができました。その遺憾であつたといふことを、ただ文書に書いたところで、それだけでは何にもならぬのであります。一体総理は、自民党総裁として、あのような強硬態度をとられたのはどういふわけか。そのま

ずお考えを承りたいわけではあります。○國務大臣(池田勇人君) 別に私は強硬態度をとつたとも考えません。衆議院におきます本案の審議につきましましては、私もたびたび出席いたしました。質疑応答に入つたのでござい

ます。私はこの大切な農業基本法案は相当審議せられたと考へておつたのであります。時間にはいたしましたが、一般法案とは、相当慎重に、また時間をかけてやっております。また、公聴会、地方の調査会も済みました。私は大体あのころに審議が終わるといふことが、あの経過を見ながら適當であらうと考へたのであります。ただ委員会の終局に至りまして、ああいう騒ぎが起つたことは、まことに遺憾でございます。

また本案におきまして、社会党の方々が出席なさなかつたといふことも、私は遺憾だと考へておるのであります。しかし、これも今日に至つては、また正常化の軌道に乗つてきたこ

ろという関係からいって、これはこの国会で十分審議をするのが無理なんじゃないか、できれば継続審議がいいんじゃないか、こういうことを申しましたが、この点は総理も継続審議といふことはいけないうので、われわれもあえてそれにこだわるわけじゃなくて、慎重な審議といふことをお願いしたわけであります。

ところが、衆議院における事態は、慎重審議とはまるで逆な方向へ進んでしまひまして、総理が総選挙にあつて公約をされた話し合いの政治といふせつかのいい慣行といふものがくずれてしまつたわけであります。特にその後の衆議院本会議をどうするかといふことにつきまして、私は書記長、幹事長会談をお願いしまして、益谷さんにいろいろお尋ねをしました。が、特にその中で私たちが申し上げたことは、すでに参議院における農林委員会の理事會において、第一回の理事會が九日ということになつてゐるのだ、そうすると、九日までに実質的に衆議院における結論をつければ参議院の審議に何ら支障がないことなんだから、それまでには、もし八日というなら八日、六日というなら六日、四日というなら四日、きちんと公党として責任を持つから、まだ審議残りの点がたくさんあるのだから、もう少し衆議院の段階において審議をしてもらうことがいいのではないか、こういうことまでお願いをしたわけであります。何もいつまでもやれとか、あるいはいざりざりまで引つぱるといふことじゃなし

とは、まことに喜ばしいことだと考えております。なお、継続審議ということも初めから聞いておったのでありますが、これはもう根本的に考え方が違ふ。私は衆議院段階において継続審議を口にされることを非常に遺憾に思つておつたのであります。従ひまして、党首会議におきましても、そういう考え方で進んでもらつては困る。ぜひこれは上げたい。重要な法律案であるがゆゑに、一日も早く上げたいということ、は、われわれの念願であり、また、農民多数も早急に今国会で上げるべきだという意見も多いのでございます。しこりして今、九日まででは審議しないのだから、その間十分に衆議院でやつたらどうかというお話でございします。が、これはもう何と申しますか、話がほとんど決裂したところのあれでございします。われわれといたしましては、参議院の審議期間を衆議院でどうこういうわけにはいきません、やはり参議院も相当の日数を今から与えるようにしなければならぬ。いつから審議を始めるかというところは、参議院の問題でございします。われわれは一日も早く、また相当長時間審議をいたしましたので、十分な措置ではございませうが、結果から申しまして、しかしわれわれとしましてはこれが適当な方法であると考えた次第でございします。

○江田三郎君 これは、まあ、総理は十分の時間をかけたということをお言われるのですが、この点は、前の総理の岸さんも同じようなことをよく言われました。何時間かけた、何日かけたというところをもつて審議を尽くしたか尽くさないかの基準にしておられるようでありまして、私も、総理が四日も衆議院段階において委員会に出られたといふので、議事録を一応拝見いたしました。しかし、あの議事録を読んで見ますと、間いに対してはほとんど答えておられぬのであります。まことに抽象的な、きれいな言葉は使つておりますけれども、具体的な質問に対して何ら答弁をされてない。たとえ所得倍増とこの基本法との関係につきましても、あるいは農地の取得するところのあるいは農地の移動に伴うところの資金関係あたりについても、てんで答弁になっていないわけなんです。そういうような、答弁が當を得ていないというだけでなく、また、あの衆議院における審議の状況を見ますと、非常に重要な問題がたゞ一子相統の問題というふうなことは、これはたゞたび今日までも問題になりましたが、この点は現行憲法と抵触するのじゃないかというふうな有力な意見もあるわけでありまして、あるいは教育事業を拡充するという問題につきましても、教育のあり方というものが、なかなか検討を要するわけでありまして、たとえば農家が子弟を大学へ行かす、自分の金で、あるいはあと相統者が相続するその財産の中から子供を学校に行かして、それを二次産業、三次産業の従事者に仕上げていくというの、一体これは農民にとつては、他産業のための負担をしておるのではないかと、あるいは問題もあるわけですね。あるいは試験研究機関にいたしましても、今日までの過小農を中心とした農業技術から、そうでないいわゆる近代農業に持つて行くための試験研究機関というものは、あり方が全然変わつてしまふなければならぬわけなんです。そういうような点については、何ら触れていないのであります。それを私どもが申し上げた。すでに参議院において理事会が九日に開かれるというところがきまつておるのだ、それまでの間、一週間早かろうと、三日早かろうと、十日早かろうと、何ら参議院の実質的な審議に影響はないのだから、それまでの間何日間でも審議を続け、そして上げる日は、きちんと両党間の約束で責任を負うようにしたらどうかという私たちの考え方は、私は決して不当なものではないと考えるわけでありまして、どうも総理の方は、遺憾であつたというところは言われるけれども、何が遺憾か、一向にわけのわからぬ答弁をされたわけでありまして、こゝで衆議院の審議がよかつた悪かつた、あるいはその責任をどうこうといて繰り返したところで、もう死んだ子供の年を数えるようなことになりまして、そのことをこれ以上申すとは思いません。それよりも、法案の実質的な審議に進んだ方がいいと思ひますが、ただ、私はこの際総理に申し上げておきたいことは、総理は衆議院の答弁の中で、農業の前進というものは、政府がやるのも政治家がやるのもなくして農民自身がやるのだと言つておられました。これは非常にいい言葉であります。農民自身がやるのだというところ、この言葉を総理がほんとうに腹の中に最後まで持つてやつていただきたいと思ひます。一体、国会の審議というものは、私はただ採決だけが目的でないと思ひます。でありまして、もし採決だけが目的なら

ば、もう答えはとうに出ているわけでありまして。そうではなくて、国会の審議を通じてこの法案がどういふ内容を持つてゐるかということ、よく国民に、特に農業基本法であれば農民に徹底をさせる、どこに問題があり、どうしなければならぬかということを考え、それを通じて、国民を教育と言つては、おこがましいのでありますが、国民に法案の内容を周知徹底せしめるところに、議会の政治の本質があると思ひます。ただわけのわからぬうちに結論を急ぐということとは、決して當を得たものでない。それは少なくとも総理が言われるところの農民自身が農業の前進をやるのだという考え方とは、非常に違つてくるわけでありまして、農民の中には、総理が言われるように、賛成している者もいるでしょう。しかし同時に、これは六割の首切りになるのではないかと、心配を持つ者もあるわけでありまして、一体、自分たちは農村に残る四割なのか、首を切られる六割なのかというふうなことを真剣に心配している人があつたわけでありまして、そういう諸君の心配をそのままにして強引にやるといふことは、農民自身に農業の前進をさすゆゑのものではないわけでありまして、今後の審議にあたりまして、この参議院では衆議院のようなことを繰り返さないで、ぜひ慎重な審議をやつてもらふということ、自民党総裁としての池田さんをお願いいたしますと同時に、政府の首脳としての総理も、何でもよい、時間をかければいふんだ、質問をそろして本質に触れないで、何時間かけたという実績さえ作れば

いいという考え方は、この際はつきりとやめていただきたいということを申し上げて、その点をちよつとお聞きしておきます。

○国務大臣(池田勇人君) 私が衆議院の審議に参加しましたということは、やはり内容の点につきましても私はいろいろと考えてみたのでございします。で、質問の点が農業基本法を制定し、今後いかなる農業施策を毎年々々実績を見ながらやつていくということを、今すぐこゝできめるといふふうな考え方の御質問と、それから私は先ほど言われましたように、農民自身がやつていける、政府はそれがやりやすいように農民の気持を汲んでやりやすい道作りを政府がさしてやらうという考え方、他の法案、一般の法案とは違ひまして、こういう方向でスタートを切りましての施策は、今後の実態を見ながらやつていこう、こういう建前なのでございします。この十年後にどうなるか、あるいはこの問題をどうするか、あつた問題をどうするかというところをいろいろお聞きになりますが、その点がわれわれの考え方と違ひるのであります。私は内容におきましても、もうこのくらい審議でいいんじゃないか、もちろん十分審議を衆参両院において尽くさなければなりません。お話しのとおり、農民自身に十分知つていただくことは当然でございします。しかし、知つていただくということのために、大事な法案が、あなた方先ほど来言われておつたように、今国会は継続審議だということを頭に置かれて審議々々と言われても、これはわれわれとしてはとられないというので、時間的に考

わつてしまふなければならぬわけなんです。そういうような点については、何ら触れていないのであります。それを私どもが申し上げた。すでに参議院において理事会が九日に開かれるというところがきまつておるのだ、それまでの間、一週間早かろうと、三日早かろうと、十日早かろうと、何ら参議院の実質的な審議に影響はないのだから、それまでの間何日間でも審議を続け、そして上げる日は、きちんと両党間の約束で責任を負うようにしたらどうかという私たちの考え方は、私は決して不当なものではないと考えるわけでありまして、どうも総理の方は、遺憾であつたというところは言われるけれども、何が遺憾か、一向にわけのわからぬ答弁をされたわけでありまして、こゝで衆議院の審議がよかつた悪かつた、あるいはその責任をどうこうといて繰り返したところで、もう死んだ子供の年を数えるようなことになりまして、そのことをこれ以上申すとは思いません。それよりも、法案の実質的な審議に進んだ方がいいと思ひますが、ただ、私はこの際総理に申し上げておきたいことは、総理は衆議院の答弁の中で、農業の前進というものは、政府がやるのも政治家がやるのもなくして農民自身がやるのだと言つておられました。これは非常にいい言葉であります。農民自身がやるのだというところ、この言葉を総理がほんとうに腹の中に最後まで持つてやつていただきたいと思ひます。一体、国会の審議というものは、私はただ採決だけが目的でないと思ひます。でありまして、もし採決だけが目的なら

ば、もう答えはとうに出ているわけでありまして。そうではなくて、国会の審議を通じてこの法案がどういふ内容を持つてゐるかということ、よく国民に、特に農業基本法であれば農民に徹底をさせる、どこに問題があり、どうしなければならぬかということを考え、それを通じて、国民を教育と言つては、おこがましいのでありますが、国民に法案の内容を周知徹底せしめるところに、議会の政治の本質があると思ひます。ただわけのわからぬうちに結論を急ぐということとは、決して當を得たものでない。それは少なくとも総理が言われるところの農民自身が農業の前進をやるのだという考え方とは、非常に違つてくるわけでありまして、農民の中には、総理が言われるように、賛成している者もいるでしょう。しかし同時に、これは六割の首切りになるのではないかと、心配を持つ者もあるわけでありまして、一体、自分たちは農村に残る四割なのか、首を切られる六割なのかというふうなことを真剣に心配している人があつたわけでありまして、そういう諸君の心配をそのままにして強引にやるといふことは、農民自身に農業の前進をさすゆゑのものではないわけでありまして、今後の審議にあたりまして、この参議院では衆議院のようなことを繰り返さないで、ぜひ慎重な審議をやつてもらふということ、自民党総裁としての池田さんをお願いいたしますと同時に、政府の首脳としての総理も、何でもよい、時間をかければいふんだ、質問をそろして本質に触れないで、何時間かけたという実績さえ作れば

いいという考え方は、この際はつきりとやめていただきたいということを申し上げて、その点をちよつとお聞きしておきます。

○国務大臣(池田勇人君) 私が衆議院の審議に参加しましたということは、やはり内容の点につきましても私はいろいろと考えてみたのでございします。で、質問の点が農業基本法を制定し、今後いかなる農業施策を毎年々々実績を見ながらやつていくということを、今すぐこゝできめるといふふうな考え方の御質問と、それから私は先ほど言われましたように、農民自身がやつていける、政府はそれがやりやすいように農民の気持を汲んでやりやすい道作りを政府がさしてやらうという考え方、他の法案、一般の法案とは違ひまして、こういう方向でスタートを切りましての施策は、今後の実態を見ながらやつていこう、こういう建前なのでございします。この十年後にどうなるか、あるいはこの問題をどうするか、あつた問題をどうするかというところをいろいろお聞きになりますが、その点がわれわれの考え方と違ひるのであります。私は内容におきましても、もうこのくらい審議でいいんじゃないか、もちろん十分審議を衆参両院において尽くさなければなりません。お話しのとおり、農民自身に十分知つていただくことは当然でございします。しかし、知つていただくということのために、大事な法案が、あなた方先ほど来言われておつたように、今国会は継続審議だということを頭に置かれて審議々々と言われても、これはわれわれとしてはとられないというので、時間的に考

えましてやつたのでございます。時間のある限り十分審議しなければならぬという事は、江田さんのおっしゃる通りでございます。

○江田三郎君 だから、最終ゴールを何日に上げなければならぬというような考え方でやるのは、ほんとうに法案の審議としていいかどうか疑問があるわけでありまして、そうではなくて、疑問の点はどこまでも国民の前に、農民の前に解明していくのだ、これは野党の責任でもあるし、与党の責任でもあるし、国会全部の責任としてそういう姿勢が絶えずなければならぬわけでありまして、そういう点から、衆議院のあのあとで両院の申し合わせを発表しなければならぬような愚を繰り返さないように、総理としても慎重な努力をお願いしていただきたいのであります。あまりその点に触れるという事、あとの肝心の質問の時間がなくなりますから、私はこの内容に触れて参ります。

まず第一は、日本農業が大きな曲がりかどに来ておる、あるいは労働力の問題からも、あるいは消費構造の問題からも、あるいは所得の問題からも、いろいろな点において農業が非常に立ちおくれをしたという事、そこがこの基本法の出発点になっておると思うのであります。この農業の立ちおくれをまたらしたのが、どこに一体問題があったのかということでありまして、その点は政府の方の基本法の前文を見ますという事、私は必ずしも明確でないと思うのであります。私たちは、社会党の農業基本法の前文にありますが、けれども、農民が、あるいは日本の農業が今日非常に立ちおくれを来たした

のは、政治の責任であると考えているわけでありまして。その点は、ひとり終戦後の政治というのではなくて、由來農民というものが封建時代から、あるいは明治初年の資本主義の原始期の時代から、あるいはまた、その後の資本主義の発展期において、女工真史のようなああいう農村が低賃金労働者の供給源にされて、しかも肺病になったら村に帰ってこなければならぬ、あるいはまた戦時中のこと、あるいはまた、戦後の食糧不足の中で強権供出をもつて臨まれて、農民に蓄積の余裕を与えなかった。そういうような一貫した、封建時代から一貫したところの政治の方向というものが、今日農民を非常に立ちおくらしてあるのだという認識をしておるわけでありまして。その点について、総理は一体どういう考え方を持っておられるのか。そういう現状を持ち来たしたものがだれの責任かというところがはっきりしなければ、そこから出る答えもまた違ってくるわけでありまして。たとえばある一方からは資本主義的な合理主義の観点から安上がりの農政という議論が出るでしょう。ある一方からは、国の責任をもっと強くしなければならぬという考え方が出るでしょう。そういう点について、一体今日の農村の立ちおくれというものが、われわれは今日までの政治が少なくとも農民に親切でなかった、農民いじめだった、こう考えるのであります。その点についての御認識はどうですか。

○国務大臣(池田勇人君) 政治が農民のいじめだったと言われますが、政治にもいろいろなときがございます。いつごろの時代をおっしゃるのかわかり

ませんが、少なくとも私は日本の資本主義経済発展の途におきましては、十分ではございません。十分ではない。やはり国を富ます意味において、重工業に政府が非常に力を入れた。これは早急に伸ばすという考え方と、もう一つは、富国強兵、こういう特別な軍国主義的な考え方とで政治が行なわれたときには、えてして農民、中小企業の方の力は弱くなるのは、歴史の示す通りでございます。しかし戦後に至りまして、農地改革によりまして、私は一応農業、農民はここに何と申しますか、一つの画期的な時代が来た、これによりまして一時的には農民の方にも相当よくなつておりますから、戦後の何と申しますか、第二次、第三次産業が急激に伸びた場合におきましては、農業が農地改革がありまして、の、やはり社会的、経済的、自然的悪条件によりましてどうしても立ちおくれ、これは相当進んだ社会保障制度の国におきまして、えてしてありがちなんです。これをためる、直すためにはどうしたらいいかということが、今度の農業基本法を出したゆえんであります。四、五年くらいおくれしております。あるいは六、七年おくれしているかもしれない。そのおくれを一日も早く取り返そうというので、新しい農村作りというものが、そうしてそれが新しい国作りに通ずるというものが、農業基本法を早く御審議をお願いしたいという私の気持であるのであります。

○江田三郎君 だから戦前の富国強兵の政治というのが農民をいじめたことがあったかもしませんが、戦後の農地改革以後においては、そうではな

いと言われるわけでありまして、もしそうでなければ、こういうような事態にはなつてこないわけなんでありまして。いじめるというものは、何も主観的な問題ではないのでありまして、客観的に農業というものが他産業とつり合つていけるような施策をとつていかどうかということが問題なのであります。そういう点になりますと、残念ながらこういう結果が出たということをもつてみても、その施策が当を得ていなかったという事は言い得るわけでありまして。特に総理は、よく農民は民族の苗しろだというようなことを言われまして。あるいはせんだつて水戸に歌を引っぱり出しておられたことが、そういうような認識というものが、一体どうなのかということなんであります。これは別の言葉で言えば、農本主義の認識だ、農本主義の考え方だ、農本主義というものは一体何なのか、農本主義からしぼり上げるためのセスキューに私はすぎないと思うのであります。そういう点で、この政府の基本法の前文に、幾多の困苦に堪えつつ、その務めを果たしてきたが、このような農業及び農業従事者の使命は、今後においても変わることはないという、この前文を読んでみますと、私はやはり、ただいま申しましたような民族の苗しろであるとか、農民は国のものとであるとか、結果においては、搾取を強化した封建領主の考え方の一貫したものが流れておると言わざるを得ないわけでありまして、もっと端的にお考えになれば、政治がほんとうによろしきを得て

おれば、主観的な問題ではないのですから、このような結果にはならなかつたと思うのであります。その点をほつきりしていかなければ、先ほど申しましたような安上がりの農政というよう

な、非常な一方的な資本主義の合理主義の立場の農業政策に陥るおそれも十分あるわけでありまして。私は所得倍増計画なり、あるいはその他の政府の発表した計画をずっと数字を追つて参りますという事、残念ながら結果においては安上がりの農政なり、あるいは資本主義の合理主義というものに貫かれておると思う。封建領主は、うまい言葉と並べて人民から直接搾取いたしました、それで、新しい言葉と並べて、結局資本主義の合理主義の方向へ、物事をずっと引きずり込むというやうなことになるのではないかと、思ふのであります。その点の御見解を承つておきたい。

○国務大臣(池田勇人君) 民主主義の時代におきまして、しかもまた、農民の方々が人口の相当部分を占め、また産業としても、国としてつらばな国作りを建設するために、農業の必要性がある場合におきまして、今お話しのような考え方、政治ができるものではないと思ふ。私は各階層の人がみんな協力をして、お互いにその途に安んじるような方法を講ずるのが、政治であると思うのであります。で、最近におきまする農業も農業自体として考えますと、他の国あるいは昔の農業の発達に決しておくれをとつてはおりません。ただ問題は、日本の置かれた地位で第二次、第三次産業が急激な、人の驚くほどの進歩をいたしたために非常

なそこに格差が出てきたのであります。従つてその格差を画期的な措置、方法を講じて少なくしよう、格差をだんだん縮めていって、農業自体を農民の生活をよくしようというのであります。これが早かつたか、おそかつたかということにつきましては問題はあります。私は、ただ外国に比べて数年、七、八年おくれたかも知れません。今これを一日もないがしろにすることではないという、こういう氣持で言っているのを、私は、資本主義によつて農民から搾取しようというよりうな考え方だろうと言われることは、私は心外でございます。何も水戸青沼公が農民から搾取しようとしてあれを作られたわけではない。名君でございます、そうして農民の方々の生活を考えようという善なる氣持で出ておるのであります、われわれもこういう氣持で今後進んでいこうというので、決して農民をないがしろにしようという氣持でやつておるのでは毛頭ないわけでございます。

○江田三郎君　総理は神信心をなさるのだから、人のやることを善意に解されるということとは、非常にいいことだ、いいことだけれども、しかし封建領主の農本主義というものが、決して客観的に農民の地位を向上したものでないということとは、これは私がよくよく言うことではないと思うのでありまして、それ以上触れませんが、ただ、日本農業の立ちおくれについて、欧米先進国に比べて四、五年もしくは七、八年おくれでおるのではないかという、この認識が相当違ってくるのではないかと思ふのであります。たとえば今アメリカ農業と日本農業と比べて、日本

農業の労働生産性が幾らになっておるのか。おそらく十七分の一か、二十分の一程度になっておると思うのであります。これは五、六年とか、七、八年とかいうような違いじゃないのであります。この日本の過小農経営の持つておるところの欠陥というものは、とてもそういうような違いよりも、もっともつと本質的に違うわけな

んであります。そこでまあ今度の基本法の政府の構想を見ましても、構造改善ということが大きな柱になってきておるわけでありまして、そういう点を、ただ今のような形を三年なり五年なり、七年なり八年と続けていけば追いつけるというようなその認識というものが、非常に私は甘いのではないかと思うのであります。そこにまだ農業といふものをほんとうに真剣にお考えになつていないのじゃないかということが言えるのじゃないかと思うのであります。その点はどうですか。

○國務大臣 池田勇人君）私の言葉が足りなかつたのだと思いますが、私は日本の農業が先進諸國に對しまして、三、四年なり、四、五年なりおくられておるといふのじゃございません。そういうことを言つたのじやないのでございます。われわれが農業基本法を出した、農業を新しい農業にしていこうといふこの農業基本法の提案がドイツに比べて三、四年、こういうふう

に言つておるのであります、もうアメリカから比べましたら、御承知の通り全体の所得が一人当たり八分の一でございます。イギリスに比べましても四分の一、十年間で倍にしようといつたつて、アメリカがそのまま足踏みしても四分の一かになる。五、六年、

六、七年実績がおくれているというのじゃない。農業施策に対して根本的なものではない。今回の農業基本法のようなものをドイツは三、四年前に出してありますが、三、四年おくれた、あるいは五、六年おくれた、こう言っておるのでございます。実績が七、八年おかれておるとも、三、四年おかれておるとも意味が違います。

○江田三郎君　そう、いうことはどうでもいいですが、やはりごまかしのない答弁をお願いしたい。問題は、農業基本法を出すときにドイツより何年早かったか、おくれたかということではないわけでありまして、やはり今後の貿易自由化を考え、あるいは今日の所得の格差を考える場合に、どうやって農業を追いつかしていかなければならぬかということなであります。そういう点になってくると、たとえばドイツ、日本と考えてみましたところ、完全雇用が行なわれて、労働力の移動が自由に行ける国とそうでない国、あるいは経営面積からいいますと

ところで、過小農である国と、少なくとも十町以上作つておる、あるいは家族制度のあり方の問題、そういう点が非常に違ふのでありますから、私はよほど掘り下げた検討の上に立つた行き方をされぬという、ただ農民に大きな期待だけを与えて、そうしてあとでとんでもないさか恨みを受けなければならぬことになるのではないかと思うのであります。そこで、一体今度の基本法の目的というものは、一つには生産性の格差の是正という問題がありますし、一つには、他産業従事者との所得の均衡ということがあるわけでありますが、この政府の案を見ますという

と、まことに回りくどく書いてあるわけでありまして、第一条に、「農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことを期すること」ができることを自途として」、なんでまあこう回りくどいことをお書きにならなければならぬのか、それほど自信がないのかという点なであります。が、さらに一体、他産業従事者という

のは具体的にだれをさすのか、この点をはつきりさせていただきたいと思ひます。他産業従事者といひましたところ、あるいは自営の中小商工業者といふのも、そうでありましようし、あるいは農村に住むところの勤労者も、そうでありましようし、都市に住む勤労者も、そうでありましようし、いろいろな違いがあるわけでありまして、なぜかういう回りにくいことを言わなければならなかつたかといふことと、同時に、ここに書いてある他産業従事者といふことは具体的にどのうい階層をさすのか、この点をはつきりしていただきたい。

○国務大臣(周東英雄君) 便宜、私からお答えいたしますが、他産業従事者というものは何をさすかということでありますが、これは全面的に一つにまとめてきめることは困難だと思ひます。江田さんも御承知のように、農業者というものは、一面自営の者が多い。これは一面においては他の自営しておる業者というものとも比べられますが、一面におきましては、勤労者というものの所得がどうなるかということになると、農業が一つの勤労者と見て、それと比べるとという問題になる。一々別々に比べるとということは比べにくいと思ひます。私はそういふふう

な、ある場合においては他の自営の業者と比べる場合もございまいし、また他産業に従事しておる勤労者というものの所得というものと比べる場合もございまいし。そういうふうにいるいろいろの場合がございますので、一律にこれをきめることはできないと思うのであります。

○江田三郎君　それでは答弁にならぬ

じやありませんか。勤労者という場合と、労務者という場合、あるいは中小企業者という場合、農村に住む勤労者という場合、おのおの違うんだ。だから違ふなら違ふで、ここに書いてあるから違ふなら違ふで、具体的に他産業従事者というのは、具体的に何をしてゐるのかということがはっきりしなければ、いろいろな違いがあるのがありますというだけでは、答弁にならぬ。

○国務大臣(周東英雄君) それはそれぞれの場合に依りまして、社会的に言ふ妥当性な業者と比べるのであります。それらの問題はどの地域の何といふものは、農政審議会等において私は

きめていきたいと思つております。

○江田三郎君　もしそういうような認識に立たれるなら、米の相場をきめるのに、秋田県の米は幾ら、岡山県の米は幾ら、九州の米は幾ら、こういうふうに変えていきますか。

○国務大臣(周東英雄君)　米の価格をきめる場合においては、生産費からの計算とバリエイ計算を織り込んで生産費所得補償方式をとつてきめております。その場合におきまして、生産費における賃金のとり方は、勤労者の賃金が標準となつておる。これは大体全国的に別々にきめることも一つの方法でありますけれども、今日のような

買入れ統制をやっております場合に
おいては、個別にいくように一応全国
的な指標をとり、そこに一つの妥当性
な価格を認めてやるのが現実的であり
ます。

○江田三郎君 時間の制限がなかった
ら、農林大臣のお説をたびたび聞か
しめてもらふのもけっこうありますが、
どうも残念ながら時間の制限がありま
すから、答弁にならぬ答弁はやめてお
いていただきたい。これは私は非常に
専門的なことを聞いておるのじゃない
のでありますから、これは一つ総理の
方からお答え願いたい。私も専門屋で
ありませんから、そんな専門的な質問
はいたしません。私はごく常識的に質
問いたしておりますのであります。この他
産業従事者というのは何をさすかとい
うことは、これは総理がお答えできる
問題でありますから、これは総理の方
からお答えいただきたい。

○国務大臣(池田勇人君) 専門的な
い、一般的な考え方でお答えいたしま
すと、他産業従事者というのには、農業
以外の産業の従事者。(笑) そんな
ら、どれをとるか、こういう問題でござ
います。どれもとれないのでありま
す。産業によりまして、規模別により
まして、地方別によりまして、いろい
ろ格差が今ある。それをそのどれをと
るか。社会党におかれても、やはり他
産業従事者と、こう言っておられるで
しょう。それなら、社会党さんに聞き
ましょ。他産業とは何かと言った
ら、江田さんは、都市労働者と均衡を
とると言われるかもしれせん。しか
し、これは私はちよつとむずかしいの
じゃないか。やはりそこは、同じ労働
者におきまして、都市労働者におき

まして、中小企業の労働者と千人以
上の大企業の労働者とは、百対五十ぐ
らいになっておるのが実情でございま
す。そこなんです。そこで、これを格
差を地方別、規模別あるいは業種別の
格差をずつと縮めていくというの
が、われわれの目的なんです。ございま
すから、他産業と申しましたら、全般的
に客観的に考へての比較を見るよりほ
かはない。だから、常識的に言へば、お
笑いになるかも知れませんが、農業以
外の各種産業、そうして、その規模
別、いろいろな差を見て平均的に客観
的にきめる一つの所得水準と答えるよ
りほかありません。

○江田三郎君 だから、具体的に他産
業従事者というのはいくらか、こ
ういふことなら、ここのことを法案の
中に、法文の中に出すのがおかしいの
じゃないか。そこで私は、さういふ点
があるから、今年の参議院本会議におき
まして、この点を総理に質問したわ
けであります。当時まだ政府の農林の
今度の基本法ができていないときであ
りまして、農林省案がありました。農
林省案でいくという、農村地区にお
ける他産業従事者との所得均衡だ、こ
ういふような内容になっておるわけ
です。それでは、都市と農村との格差と
いうものは一向に是正できぬじやない
か、その点を一体どうするのかわか
らない。私は総理に質問したわけであ
ります。ところが、そのとき総理は、
ここに写してきておるのですけれど
も、「私は、農村の方々の所得を、他
の産業の方々の所得と見合うようにし
たい。農村における他の人々の所得で
はございせん。全体的に農村の所得
を上げて、他の一般産業との格差

を少なくしていく、だんだんなく
していこうというのが、私の農村に対す
る政策でございせん。」「こゝはつきり
言われた。そこで、これは少なくと
も、農林省案で出ておる考え方とは違
うのじゃないか、それでよろしいの
か、こゝ言つて重ねて私が質問しまし
たところが、総理は二度目の答弁の中
で、「私の理想は、農民の方々が農村
における他の産業の方々と一緒に
なると満足したておりません。農村
の人も都市の人も、とにかくその所得
格差を少なくし、だんだんなくするこ
とを私は理想として進んでおるの
であります。」「こゝいふことをはつきり言
われておるわけなんです。さういふ
いうことがはつきり言われておれば、
目標というものは、私はもうこれで
はつきり出ておるのじゃないかと思
うのであります。そこから見ますとい
うと、われわれ社会党の案のように、こ
の「農民の所得及び生活水準が他産業
に従事者のそれと同一水準になる
ように高めあわせて農村と都市との生
活文化水準の格差を解消する」、こ
に持つていかなければならぬわけなん
であります。少なくとも、総理が本会
議でなされた答弁を今もなお肯定され
るなら、社会党の案の通りにならな
ければならぬ。それを質問するとい
うと、農林大臣の答弁はどうでもよろ
しいけれども、どこにもそんな具体的
なものはない、的確なものはないのだ。
それでは一体、農民は美しい言葉を
ただくけれども、その中身はさうい
うときで、たとえば農村における労働者
と均衡をとらされるのかもわからな
い、あるいは、さうでないかも知ら
ない。何のことか一つも安心はできない

わけでありまして、少なくとも、この
農業基本法における、ただいま申し
ました点は、第一章総則の国の農業に關
する政策の目標なんでありまして、その
目標からして的確な答えがでなくては
ばやけておるようなことで、一体、何
の農業基本法かといふことを言わな
ければならぬのであります。重ねてお尋
ねしたい。

○国務大臣(池田勇人君) 本会議で答
えたことも、今こゝで答えたことも
私の信念には変わりはないといふこと
は、江田さんもお認めいただけたと思
います。しからば、あなたのおっしゃ
るように、都市の生活と農村の生活と
同じように、もう農業者の所得を同じ
ように、こゝ言われましても、必ずし
も、それは理想でございまして、その
通りにはいきません。あるいは町村に
おきましては労働者がいるが、しか
も、われわれの新しい国作りとして、
理想は、都市も地方も同じようにして
いこうというの言明から申しまして、
これは社会党さんの言われるのと違
いがありまけんが、われわれは全般的に
将来を広く考えたときに、他の産業と
いうことははつきりすると思ふのであ
ります。具体的にそれをきめまして
も、なかなかその通りいきません。い
ろいろ理想を掲げて、それに向かつて
都市と農村を同じようにする、これは
われわれの所得増進の目標なんであり
ます。わかり切ったことですが、問題
は、どこに標準を合わせるかとい
うと、他の産業、これで私は十分だと思
います。しかし、その場合におきま
しても、たとえば都市を相手にする、こ
れは具体的問題で今後いろいろな施

策をやっていく上に考えるべきこと
で、理想は他の産業といふことで私は
わかると思ひます。

○江田三郎君 さういふ点があつたり
しない、たとえば重要農産物の支持
価格をきめる場合に、一体農家の自家
労働賃金を幾らに見るかといふこと
が、まるで見当がつかなくなつてく
るわけなんです。そこで、単に他産業従
事者といつても、いろいろの取り方が
あるわけでありまして、さういふ点を
はつきりさせることが必要だと考へて
いるから、農林省案には農村における他
産業従事者といふことに規定したんで
しょう。私は、まあ農林省ともあろ
うものが、なぜ一体農村における他産
業従事者の均衡をとるような、さうい
う農民をつつまでも低い文化なり経済
の水準にいつまでもとめようとしたのか、
その真意を理解するに苦しむものであ
りますけれども、まあ農林省のことは
どうでもよろしい、あと政府案が出て
いるわけでありまして、ただ、この
政府案が出された以上は、さうい
うちゃんとした、きちんとした規定を
とつた他産業従事者といふものを出さ
れた以上は、それが一体具体的に何を
さすものであるかといふことがはつき
りしなければ、第一章の第一条の最
初のところからしてさういふ点がぼけ
ておるのでは、私はさういふふりな基
本法では、農民としては何をかん
でいいの、全く雲をつかむような、所
得増進のかけ声の中で物価の値上げが
出たような、さういふ不安をまた持た
なきやならぬといふことになると思
ひます。

○国務大臣(周東英雄君) 念のために
申し上げておきますが、江田さん先は

ということがあるわけですが、この長期見通しということは、大体に於いて何年先のことを言われるか。特に農業の場合には、特に耕種農業でもそうでありますけれども、牛を飼うとか何とかいうことになるという、相

から、少しぐらい水を飲んだり、走り方をゆるめたりしたらどうかという気持はないことはごいませんけれども、まだそこまでいっていない。私は自信満々、外人と会うたびに、非常な驚きと賞讃と激励を受けているような

農民というものは、私が申すまでもなく、非常にその点については現実主義的なんです。高等学校の生徒に倫理の話をするような問題じゃないのであります。そこで特にこの農業基本法の前文の中には、最後に書いてあります。

ともその當時のわれわれの最大の力をもつて、これがわれわれの描き得る將來だといふものを出していかなければ、農民としては安心してやれるわけはない。將來どうなるかわからぬのは、これからこつこつ荒れたたんぼを

徐々に、地方によつても違ひまするが、二・五ヘクタールにするか、あるいは一・五ヘクタールでもお話のよう
に高級野菜でやればできる、こういふ
ふうに随時その地方、また農民の気持
によつて進めていこうとしているので

あります。一つのきまつたあれとすれば二・五ヘクタールで百万戸作るのも一つの目標でございましょう。しかし、これは今後におけるわれわれの施策、そうして前年の実績を国会へ報告いたしまして、新しい施策としてこういうことをつけ加える、こういう点は少し足踏みしてこの方面に力を入れろというふうなことで、だんだん描いて、実態に沿って進めていくというたしては申しません。私は全然ほご

○江田三郎君 どうも、総理は衆議院の議事録を読ましても、何かこう質問するといふと、こういうケースもある、こういうケースもある、こういうケースもあると還元されて、そうして質問をやらしてしまふという非常な有能な技術を發揮されておられます。(笑聲)参議院では一つこれはやめていただくたのであります。もっと一つ大局的に御答弁を願ひたい。もしこのほごではないけれども大したことはないのだ、そんなら一体基本問題調査会が示したところの基本政策の方向というものは、これは一体どうなるか。基本問題調査会のやつも大したことはないのだ、あるいは所得倍増計画のやつも大したことはない。そのようになることもあるけれども、ならぬこともある。あとはお前よく考えていけ。これでは全く不親切なことになってしまひまして、そういうことなら、この基本法の前文にわざわざ「ここに、農業の向うべき新たなみちを明らかにし、農業に關する政策の目標を示すため、この法律を制定する。」というふうなまづ

う大上段から振りがざしたような、あまり大げさなことはされぬ方がいと思ふのです。なぜ一体、この所得倍増計画に出てくる数字というものをあなたお認めになろうとしないのですか。

○国務大臣(池田勇人君) まあ問題は、その倍増計画といふものは十年計画でいつていけるわけなんです。私はもうすでに御承知の通り十年にとらわれない。それから十年計画では七・二%ですが、七・二%にもとらわれないのです。だが政府関係機関でやつたものですか、一応そういうことは一つの考え方として私は参考に供します。ほごじやございせん。参議院に供しますが、しかし、なかなかその通りにはいかない。そこで大上段に振りかざすとおっしゃいますが、社会党さんもうなんですか。やはりこのままの農業ではいかぬから、ここに新たな施策を講ずるような建前をござえていこうというの、農業基本法でござえます。しこうして今後どうやっていくかといふことは、基本問題調査会の意見も聞きましようし、いろいろ考えまして、あなた方ともどもに、農業基本法によりましてあらゆる法制的、財政的措置を毎年々々積み重ねていこうというの、農業基本法であります。いろんな問題調査会の意見は聞きますが、その通りにはやらないのです。参考にはいたします。あなた方と一緒に農業をよくしていこうというの、この農業基本法です。あなた方には相談いたします。

○江田三郎君 ちょっとそれありがたや節ですな。(笑聲)中身は一向ないけれども、まあありがたや、ありがたや、みな一生懸命信心せい、こういうことになるようございます。それは農業基本法といふものは、まだ時期が早かつたんじゃないか。少なくともこういふものを出す以上は、農民に対して一つのイメージを与える、一つの青写真を与える。そういうやうなことでなければ、農民にこに書いてあるやうな、今後の日本農業の向かうべき新しい道を示す、こういうことにはならぬわけでありすから、私どもは繰り返して申しますけれども、農民諸君といふのは、非常に現実的にものを考えているのであります。一体何か新しいことを持つていつて、これでもうかるのか、もうからぬのかといふことを問題にするわけなんです。そういうときに、ありがたや節だけでは、これは仕方がないと思うのでありますけれども、これ以上問答を繰り返しましても答えがでませんから、いずれあとからまた質疑が出るでしうから。

ただ、その中で先ほど私が指摘したやうに、基本問題調査会の答申でいきますといふと、やはり二町程度では、現状ではまだ所得の均衡までいかないのだといふことがいわれているわけなんです。しかも、これは三十三年あたりを基礎にした数字でありますから、その後三十三、三十四、三十五年と二次、三次産業の伸びと農業の趨勢とを見れば、いよいよこの差といふものは開いてきていふところ。そういう点から所得倍増計画におきましても二町五反、百万戸といふものを目標にされたと思ふのであります。その点についてこれは衆議院でもわが党の議員が質問して

おりましたけれども、かりに二町五反、百万戸といふことになる、少なくとも百万戸の農地の移動があるのだ。そのときに一体資金手当といふものをどうしたらいいのかわかるといふ間があらうが、これは百万戸歩か歩でないかもしませんが、百万戸歩かもしませんが。しかしながら、決して一万町歩や十町歩で足るといふわけではないのであります。総理がさっき言われた大ざっぱに五割といふ目標を示されましたが、それから言いましたところで、相当これは農地の移動があるわけでありすから、そのときに一体その資金をどうするかといふこと、農民諸君はもつと経営をふやしたいわけでありすから、しかし一体その金をどうするかといふ問題、いつも問題にするわけなんです。そういうことについて一体どう考えておられるか、その点をはつきりとさしていただきたい。

○国務大臣(池田勇人君) お話しの通りに相当農地は移動いたしたしう。従いまして農地法の改正をいたしました。また資金も相当要りましたしう。相当要ると覚悟いたしております。その資金はわれわれ事欠かさないやうに、しかも、農地を移動してその農業が採算がつくやうに格別の措置をとる、こういうことをとり得るやうにしやうといふので法制的、財政的措置を講ずるといふことを農業基本法第四條に入れていふ。これは画期的なことでありす。しかも、実績を報告して将来を考へる。こういうことは明治以来やったことはございせん。それを今度やろうとしておる。だからそれでは幾ら金をこへ横むか、金利を幾らにするかといふ御質問がございます。し

かしそれは幾ら移動があるかという問題になる。これは移動の状況を見て、毎年それに対しての法制的、財政的措置をとるといふことで、農業基本法で政府を縛りつけようとしておるの、この精神でございます。私は農業をよくするために、第四條で規定してありますやうな画期的な措置をとらうといふことで、あなた方と一緒にこにきめたいといふのが御審議願ひ超旨でございます。

○江田三郎君 もしそういうやうなことに配慮されておるといふならば、一体所得倍増計画の中の今後の長期の政府の投資あるいは融資、そういう点についてどういふ見方をしておられますか。それともそれともここに書いてあることは、全然これは何でもないのであるか。この所得倍増計画とか、あるいは基本問題調査会の答申とかいふものを、そんなにこれら一つの参考だと言つて済まされたい。私はそれはいふこととはあまりにも無責任な政治と言わなければならぬわけなんです。だから総理は自信を喪失されて、もはやこれを勇気を持って言い切ることができないじゃないかといふことを言つたわけでありす。総理は非常に確信を持っております。確信を持っております。この所得倍増計画のどこをどう訂正するといふことを言えるわけなんです。少なくとも二町五反の農業を百万戸作つてこれといふ大ざっぱに言つて、百万戸歩の農地の移動は、これは今もおっしゃつたやうに、日本歴史始つて以来のことでありす。それだけのことに對して資金の問題について、これからその年々で考へるのだといふそん

な簡単なわけにはいかぬでしょう。さらにそういふときにその金利についてもその年々に考えればよいと言つたところで、一体日本の農業がどれだけの生産性を持つてゐるのか。耕地農業ではどうだ、畜産ではどうだといふことは、一応計算は立つわけでありまして、それから一体どれだけの金利の支払い能力があるかといふことも答へは出るわけでありまして、そういうことについて、何らの構想なしにその年々で皆さんの衆知を集めながらやつていくといふことは、あまりにも不親切なやり方であり、まだそういうような内容しかないのなら、政府の農業基本法は提出の時期に至つていないと言わざるを得ないと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 倍増計画や基本問題調査会をないがしろにするというふうなお話、そうではございません。私は一つの専門家のことでございまして、専門家の意見を十分聞かなくてはなりません。しかし、彼らは政治性がありません。合理性にとらわれ過ぎてゐるのであります。経済の合理性。政治というものはそういうものではないと、いけません。従ひまして、私は全部は読まませんが、報告を聞き、一応問題点を見ましたが、あの中でも、われわれがとらないものがたくさんある。お話をありました農業関係へ十六兆から一兆円を出す、こんなことは政治としてできるものではないと、それくらしいことではございません。はなはだしきに至つては、米の直接統制をやめて間接統制、これも私は絶対やらない。いろいろな点が違つております。あるいは合理主義といひますか、

理論的な考え方、しかも七・五%。またわれわれは農村あるいは低開発地域の開発をしようと言つてゐるけれども、彼らは経済的の合理主義ですから、太平洋のベルト地帯でやるべきだ、こう言う。われわれの考え方とは違つております。われわれは、専門的に、また合理的にやつたものを一応参考としますが、政治はそれではないかない。国民全体の希望するように、お互いに描く新しい日本を作るためにやるのでございまして、今の資金の関係も一兆円、こんなことで足りるうとは、私は考えておりません。

○江田三郎君 言うだけのお考えがあるのなら、なぜそれをもつと体系的な青写真に作ることをできないのですか。何か質問するといふと、これはもつと大きなことを考へてゐる、この間も大きなことを考へてゐる、この間も、私はNHKのテレビ討論で、新規開発のことを申しましたところが、あなたの方の総務会長の保利さんは、「北海道だけでも五百万町歩開墾するんだ」「どこに五百万町歩あるのですか」「いや、それは言葉じりだ」、こういうことになった。そういうようなことになつては仕方がないのでありますから、やはりほんとうに農民の力を借りて、日本農業を前進させようというのなら、繰り返して申しますけれども、農民の前に、将来の農業の姿はこういう農業になるのだ、それに対しては政府は具体的にこういうことをやつていくのだ、みなこれを聞きたいわけではなから。農村に行つてあなたが農業基本法の説明をされれば、これは大会場でサクラを雇うてくる場合には別でありまして、ほんとうに農民とひざを

突き合はしてやつてごらんない。金は一切何ぼ貸してくれるのか、あるいは金利は幾らなのか、そういう質問を私も受けるわけですから、そういうことについて、ああいうことが書いてあるけれども、もつとけたが違ひ、もつと大きいぞ、もつと大きいぞといふ「ありがたや節」では何にもならぬわけですから、一体それだけのことを考へてゐるのなら、もう少し時期を待つて、慎重にお考えになつてゐるような青写真なり、あるいは慎重審議してゐる間に総理が考へておられるところの青写真といふものを示すことがなぜできないのか。

○国務大臣(池田勇人君) 物事はそう簡単にいくものじゃありません。そうして申しますと、すぐ結論的に、これじゃ「ありがたや」になると、こう言われますが、それだったら私はこう答へます。「自分は農地をふやしてやりたが、何ぼ貸してくれませんか」「どう聞いたら、君は何ぼ今作つてゐるか、今後の家庭の事情はどうか、そうしてどれだけの土地を買つて、どういふふうなやり方をするか」、こう私は聞きまします。それによらなければ農民の気持がまだわからない。農民の気持が、私は二町五反にしよう、あるいは今八反ですが、一町五反に一応とりあへずしよう、こういふ気持になるためには、農業基本法でわれわれはその体制をこしらへますぞ。そうして農地法の改正をいたしますよ。そうして協会の場合も考へて農協組合法をあれします。そうして自作農創設の貸付金も限度はありますよ、いろいろな方法を今ここで御審議願つて決定しようとしてゐるわけでありまして、だから、農民がこれから新

しい農業にいくんだというスタートを切るわけですから、切つて、そうして農民が、政府がこういふふうに向つて向いて走ろうと誘つてくれるのだから、自分はどういふ走り方をしようといふのであり、農業基本法が通過してからお互いにその地方々々できめていかれるべき問題だと私は思ふ。あるいは、自分はいくらも取りも百姓はいやだから、あそこに行こうといふ場面が多々出てくるでしょう。跡がわりが出てくるでしょう。跡がわりが出てくるのは、跡取りは今後は農業をしないのだから、どうしろという押しつけはできません。だから、そういう気持になつて、新しい農村を作ろうというスタートが農業基本法なんです。農業基本法ですから、政府がそういう気持ならおれも一つ考へて将来こういふこととていこうか、こういう考え方になつてもらうのが農業基本法の制定のねらいでございまして。

○江田三郎君 いろいろ総理の話を聞いていますと、まるで高利貸しが金を貸すときの条件のようなことばかり言われる。やはり、国が一つの融資なり投資なりをする場合には、きちんと一つの構想を示してやらなければならぬわけですから。たとえば近代化資金にいたしましたところで、国が二分の利子を補助するのだ、そうして七分五厘になるのだ、その金額はこれこれなんだ、そうしてもしこれをやるならこういふ仕事をやつてもらいたい、そこで審査をしていく、こういふ一つのものが出来て初めて農民が問題にしのめるのでありまして、まずお前はどうかといふことを考へてゐるのか、そこから利子も金額も相談しようといふのでは、これは国の政

策にならぬわけで、総理も個人的なお話ではそれでいいかも知れませんが、これは総理大臣の池田さんのお答えにはならぬ。

従つて、私はこの問題についてもまだ政府の方から満足した答弁を得られないことを遺憾に思ひますが、さらに一体、まあこういう資金がかりにできるとしましたところで、ここで経営拡大といふことについて、少なくともこの基本問題調査会なり、所得倍増計画からいふと、あまり新規の土地造成といふことは、うたつてないわけですから、もちろん工場ができるとか道路が拡大されるのかいふことによつて、つづれば地はあります。それを補充する程度といふことは考へておられるようでありましかつても、さらにこの新規造成といふことは書いてありませんが、そういう中で、一体ほんとうに資金の手当ができたとしたところで、経営拡大ができるのか、土地の移動ができるのかといふことが一つの問題になつてくるわけでありまして。この点は、最近のこまかい統計数字をこらんにならなくても常識的にわかることではありまして、農家の農業従事者といふものは減つてきた。しかしながら、農家戸数は減らない。年々兼業農家ばかりが増えていくといふことが出てゐるわけでありまして、こういうような兼業農家はかりふえるといふような形では、経営規模を拡大するといふことのために、たとえ資金手当ができたとしても、なかなかうまくいかぬといふことになるのであります。今後そういうことについてどう考へなのか。われわれが見るところによりまして、この間も私はある農村へ行つて聞きましたところが、年寄りの人が申

しました。うちの方では若い者がいなくなつた。消防団になり手がないうのだから、このわしになつてくれというのだけれども、私はガソリン・ポンプをよゝ使わぬから、これから手押しポンプをくれたらなつてやる。これは冗談かなんか、言つておりましたけれども、それは若い労働力はいなくなるのに、農家戸数は減らない。そこに大きな問題があるわけでありまして。それを一体どういうふうにお考えになつてゐるのか。またそれに対してどういう手を打とうとされるのか、この点をお聞きしたい。

○国務大臣(周東英雄君) お尋ねの点ごもつともなんです。農業の就労人口というものは減つて参りますが、戸数は減らないという点は、今日のところお話しのとおりで、戸数の減り方は少ない。しかしながら、御指摘のように、農村の青少年が出ていきます場合に、かなり世代の跡継ぎというのですか、そういうものがかなりあります。こういうものは、世代交代の時期がきますと、だんだんとこれがふえてくるじゃないかと思ひます。そういう意味合におきましては、私は戸数も将来相当減るんじゃないかと思ひます。よゝに、また先ほど御指摘になりましたように、一体農地の造成に關して何も言つていないじゃないかというお尋ねでございますが、これはあくまでも私どもは、条文にも規定しておりますが、農地及び水の効率利用並びに開発について必要な措置をとると書いておるのであります。私どもはこの規定に基づいて、現実に各地方別にどういうふうなものを増産し、どういうものを新しく選択して拡大してやつていく

かというところの実態に即して、土地の増大の必要量というものを的確にきめて、それに対して対策を考えていきたい、こう思つております。いろいろと社会党さんの方におきましてもお考えがありまして、三百万町歩増ということがあります。これは一つの考え方があるけれども、私どもは、一律一体に各地方に農地をふやすことも困難であります。新しい増反、開発というところは、その地方別に必要な土地の分量というものをだんだんきめまして、それに即して資金を出していくような方法を講じたい。それに関しましては、たゞいま総理からも申しましたように、将来の土地の造成資金等に關しましては、あるいは移動の資金に關する金利条件等に關しましては再検討しなくちゃならない。それ相当地に對しては現在よりも安いあるいは条件のよいものの貸し出しを考えていかなければならないということ、先日も衆議院で答弁いたしました。しからば、それはどのくらいになるかということ、やはり土地の必要性、きまりました分量に即して考えていくべきであつて、それがまだ全体的にきまらない。抽象的に言へば言えますが、それでは私は実際の農業基本法にはならない、こういうふうな思つてゐる次第であります。

○江田三郎君 総理の答弁も適切ではありませぬけれども、農林大臣の答弁は必要なら適切な措置をとるといふだけであつて、そういう答弁なら實際してもらわなくてもいいのでありますから、これは一つ総理の方から今後御答弁願ひたい。われわれは、労働力は相当出てゐる。しかし農家戸数は減らない。兼業農家は、やはり日本の資金構造の中の中には、やはり日本の資金構造のことが問題になつてくると思ひます。よく言われることでありますけれども、年功序列賃金、新規卒からそこへ入つてそして年がたつに従つて定期昇給があり、あるいは家族手当がついて上がつていく。そういう中で一体農村の三十になりあるいは四十になるといふ人が思ひ切つて他産業に転出して、そこで与えられる賃金というものは決して家族を養ふ賃金ではない。従つてあつては母ちゃん兼業として、年寄りのや女の人が残つて兼業農家になる。その兼業農家がふえるということ、これは何と申しまして、農業全体の前進の足を引つづる要素になるといふことは申すまでもないのであります。しかもだんだんと兼業農家といふものが老令化していく、あるいは婦人労働が大きくなっていく、こういうことになるという、だんだんと農業といふものが前進でなしに逆な方向へいくのじゃないかというのを心配をせざるを得ないわけでありまして、これは少なくとも今までの統計からそういうことが言えるわけでありまして、私たちが農村へ行つて話を聞いてみて、そういう心配をいだかざるを得ないわけでありまして、従つて農業従事者が他産業で働きたいといふ考え方をもち、同時にその能力を持つてゐる者はそちらへ行けるような環境なことをやるのだといふことは書いてありますけれども、一番の問題は、やは

り日本における一般的な賃金体系のことが問題になつてくるわけでありまして。こういう点について一体どういふような措置をとられようとするのか。やはり農業が画期的な一つの新しい方向をとらうといふことは、農業だけでできるものではないに、これは総理がたびたび言われるように、国民経済全体の中で考えていかなければならぬ。そういうときにこのことが一番大きなネックになるのですが、このことに対する対策はどうかということになります。

○国務大臣(池田勇人君) その点は江田さんと全く同感でございます。そういうような事態が起きてきておるからほつておけない。しかし、年功序列の賃金体系を今すぐこわすわけにはいきません。これはできない。従つてこれをこのままほつておけば、兼業農家あるいはお母ちゃん農家あるいは変な自立のできない、曲がつた農業になつてしまふ。これを今こそやるべきだといふのが、農業基本法を制定するゆゑなんでありまして、で、今とありえぬ問題といたしましては、工場の分散、新しい工場を地方に作るということも一つの点である。あるいは中年の人の職業指導、十分ではございませんけれども、すぐりつばな者になるわけではございませんけれども、そういうふうないろいろな施策を画期的にやつていかなければならぬと思ひます。いろいろな費用を投じ、いろいろな施策を講じてやらなければ、ほんとうに日本の経済全体の調和はとれない。それだけ社会問題が起つてくるというのを、先ほど来申し上げますように農業

基本法でそういう問題をこれから解決していこう。しかし今すぐには、地方によつても違ひますが、兼業農家の状態も違ひますが、兼業農家にもなれない零細農家が一番の問題だ。こういうことにつきまして今の農地の移動とか、あるいはわれわれも協業といふことを考えおきます。そういうような新しい方面に早く移つていこうといふのでございます。だから具体的な問題をこれを答へ得ないのじゃない、中年の方の職業指導もやりますし、また新しい工場がふえれば、能力を持つてゐる者はそちらへ行けるようにしよう、それから新工場におきまして、当初は賃金が安くても将来高年令の人と申しますか、三十五、四十の方の人につきます。これは、特別の一つ考えを持つてゐるに経営者も考えなければならぬ。いろいろな問題がある。その問題を解決できないから、農業基本法はもつと審議しろと言われても、これは審議をいつまでもして、実行に移すよりほかにいい知恵が出てこないと思ひます。これは考慮のであります。

○江田三郎君 これは私が申すまでもなく資本家といふものは、本能的に安い労働賃金で人を使うのが一番いいわけでありまして。資本家の方から好んで高い労働賃金で雇うといふことは、なかなか出てこないものであります。あるいは中に奇矯な人があるかもしれせんが、そういうものは例外である。今のような年功序列賃金体系といふものが、労働力の自由な移動に大きな障害になつてゐる。これに対してとにかくやつていくのだといふことだけではなしに、たとえば職業訓練をされたところで、職業訓練でどれだけのことが

できるか、これは三油のあの失業者に
対して労働大臣はしばしば職業訓練と
いうことを言われましたが、そこで一
体どれだけのことができたか。あれは
ど深刻な事態、全国を騒がせたあの
大きな事態、しかもほんの少人数の問
題、それさえも確かな措置ができな
かった状態の中で、どれだけ職業訓練
というものができたのか知りませんけ
れども、かりに職業訓練をしてみた
ところで、年功序列賃金の中では、な
かなか入ってこないというのが実態で
あるわけでありまして、こういうこと
については、もっとたとえば最低賃金
制をどうするのだ、あるいは雇用その
他の基本的な条件をどうするのだとい
うことが、当然問題になってこなければ
ならないわけでありまして、これは
いずれまた労働大臣でも御出席を願っ
て聞かなければならないと思います。
ともかくも、今のやり方で、あなた
の方で二町五反の農家を百万戸作ると
いってもできないということでありま
す。兼業農家はかりしかふえてこない
ということ。その中で一体どうし
ていくのかということになれば、私は
一つの方法としては、土地の新規造成
というのを考えていかなければなら
ないと思います。それは総理もお認め
になったように、資本主義的な合理主
義の立場からいえば、そんな投資はば
かっているかもしれないが、それが政治
であるならば、社会的緊張をほぐして
いくということが考えられるならば、
当然その問題というものは、もっと真
剣に考えていかなければならない。二
次、三次産業の方からどうしても来て
くれ、こういうことにするからどうし
ても来てくれという誘いの手を強力に

出さなければならぬほど、農業の条
件というものは片方は高めておかなけ
ればならないわけでありまして。そうい
う点について残念ながら私もこの
農業基本法に書いてあることでは、非
常に不十分だというのが、何を一体不
十分だというならば、一つは総理が今
言われました共同と協業の問題なんで
あります。総理も協業ということをし
言われました。一体われわれは共同と
いう言葉を今日使っているわけであり
ますが、協業という言葉は、私は寡聞
にして今までこういう言葉をお目にか
かったことはないわけ。ある学の
ある人に言わせると、マルクスの資
本論の中に協業という言葉が出てい
るということでありまして。そこで私は
知りませんが、一体なぜこの協業とい
う新しい言葉をお使いになったのか、
その協業という言葉を、今まで使った
共同と違った言葉をお使いにならな
ければならないのか、どういう意味があ
るのか。これを一つ聞かせていただ
きたい。

○国務大臣(周東英雄君) 大体におき
まして仕事を共同にするという意味
からいえば同じだと思ひます。ただ言
葉が変わりましたのは、ちょうど共同
というものは大体仕事を、農作等を一緒
にするという方面において共同という
言葉を多く使われていて、今後におけ
る精神的な方面において共同、しこ
うして事業を協力していくということに
なると、協業という字が当てはまる
ということになりまして、使ったわけ
であります。大体において仕事を共同し
ていくという実体的なものとしては、
私は大体同じだと思ひます。

○江田三郎君 何か聞いておつても
ちつともわからないのであります。
大体同じならなぜ今まで耳なれたお言
葉をお使いにならないのですか。何か
新しい言葉を使つてこけおどしをしな
ければ通用しないのですか。

○国務大臣(周東英雄君) こけおどし
ということではなくて、精神的な意味
が協業には出ておるとする私の解釈
に従つて、その意味をはつきりと新し
い政策をとる上において掲げたわけ
であります。

○江田三郎君 精神的な意味というこ
とになると、毛利の三本の矢を待つま
でもなく、私たちは共同という言葉を
昔から使つてきておるわけ、協業と
いう言葉はなじまない言葉でありま
すが、その言葉はどうでもよろしい
が、一体今後協業という言葉の中に、
基本問題調査会の答えを見ると、協業
組織と協業経営というものと二つある
ようでございまして、あなた方が今後
協業という場合には、どちらへ一重
点を置くところなのか、またその協
業というものは、どの程度の協業を考
えておられるのか、そういうことをは
つきりして下さい。

○国務大臣(周東英雄君) 仕事の共同
に關しましては、従来からとられてお
ります農機具あるいはその他設備の
共同利用ということ、あるいは一部作
業の形としても、耕作を共同にして
いる場合もございますが、これは根本に
おいて土地の所有権は農業者が持つて
おつて、そして作業に対する共同が多
いと思ひます。私どもはこういう点は
従来から奨励し指導し、農機具等を持
つて共同の利用をやつておるというの
が

たくさんあると思ひます。これはあく
まで奨励していきたいと思ひます。し
かし、私どもが考えております中で、
土地の所有権あるいは使用権を生産
法人に渡して、形式的には農業者が農
業労働を提供するといふような形のも
のは、これはあくまでも農業者自体の
意思にまかせる、それを希望する場合
においては、当然家族経営で相当発展
したものにいつても、それをやつた方
がいいといふような具体的場合にお
いては、これは認めていくつもりであ
ります。

○江田三郎君 今の農林大臣の答えか
らいくという、農林省の基本問題調
査会で使つておる言葉でいつて、協業
組織といふものは、これは今後助長
助成していくのだ、これは今後助長
土地を一緒にしたり、あるいは労働力
と一緒にしたりするところの協業経営
といふものに対しては、非常に消極的
な今態度をお示しになった。しかしそ
んなことで一体やるのかやれないの
か、たとえばこの基本問題調査会の答
案の中、所得増進計画の中をとつて見
ましても、たとえば水田においては二
十町ないし四十町の経営、あるいは畑
作においては四十町ないし六十町ある
いはば六千羽から一萬羽というような
ことが書かれておるわけでありまし
て、これから十年後の協業の内容は、
技術的可能性を考慮して次のように想
定した、こゝろ書いてあるわけ。そ
して少なくともこの基本問題調査会な
んかの考え方をみていくといふと、結
局協業組織だけでなしに、協業経営と
いふものに非常に力こぶを入れてお
るわけなんです。これは私は当然のこと

だと思ひのでありまして、この今日世
界の農業と日本の農業とがどれだけ生
産性が違つておるのかといふことを考
へた場合に、とても今のような形で、
かりに二町五反といふものを作つてみ
たところで、しかもそれは十年先だ、
十年先に二町五反といふものを百万戸
作つたときに、もうそのときには、世界
の農業と日本の農業とどれだけ格差が
あるかといふことになるわけでありま
して、この格差を埋めるといふこと
になれば、単なる協業組織、一つのトラ
クターを中心としてといふことより
も、もっともつと進んだ段階へいざ
ざるを得ないわけなんです。それをな
ぜあなたの方はこの協業組織は育成す
けれども協業経営の方は消極的だとい
うことになるのか。どうもその点が少
なくとも多くの学識経験者を擁して
やつたこの農林省の基本問題調査会
の考え方と政府の考え方といふものは非
常に違つてきておるということだけ
は、私は言えるんじゃないかと思ひま
す。

○国務大臣(周東英雄君) これは別に
特に協業経営の方を消極的に、あるい
は協業組織の方を積極的といふような
ウエイトをつけておるわけじゃござい
ません。しかし、私どもは土地の所有
権あるいは使用権を生産法人に渡し
て、そして形式的に農業者といふ
格好になる形は、これはこちらからや
れといふ形ではなくて、農業者の地方的
あるいは業態の別によつて、そういう
ふうによつた方がよろしいといふ形に
沿いつつこれを奨励していこう、それ
に対して必要な助成をしていこう、
こゝろのことです。これは江田
さんいろいろ地方の実情をお聞きに

なるでしようが、先日東京に集まりました四日クラブの報告者の中にその通りに報告しております。これは必要な個所に必要なものをやる協業経営、そのことはいろいろの条件の相違のものを一つにあわせるのでありますから、農村の動きを待つて自発的にいくべきであるというのを言っているのは、私は全部とは申しませんが、やはり一面の真理を出していると思うのです。どちらが主、どちらが従という考えはございませぬけれども、どちらもこれはあくまでも農業者のやりたいという意思によつて、それに対して政府は奨励していき、こういう立場をとつていこうという考え方であります。

○江田三郎君 それでは、今の協業組織の場合に、少なくとも今後の方向としては、二十馬力とか四十馬力というような大型トラクターを中心にしたいやうな、そういうことを指導の基本方向としてとられますか。

○国務大臣(周東英雄君) そういう点につきましましては、私も慎重なる態度をとつておまして、協業経営等についてどういふ規模で、どういふ形でやるべきかということは、モデル地区を設置して農業構造等に関して一つの調査をさせているのであります。私は江田さんの御指摘の通りに、一律に二十馬力以上というやうな中型、大型のトラクターでやれ、そういうものを中心で集めるというこじやなくて、そういう形は希望によつて、私はそれを機械化という面において助成していく。これはやはりどの地域にどういふ希望があつてどうなるかという実態に即してやつていかなければならない、ただ抽象論ではないかと思ひます。

○江田三郎君 農林大臣はどうでもいいのですけれども、総理にお考えを願ひたいのは、今いろいろ機械を使つてゐるのでございませぬ。しかし、これは総理もよく知つておられるやうに、あの小型の自動耕耘機であつてやつて一年間に何日稼働してゐるのか、また何寸振り起してゐるのか、中には荷車を引つぱつて道を走つておられますけれども、歩く方が速いやうな速力です。ただ、ああいうものでも買つてやらないと、息子が百姓をしないからしやうがないに買つてやる。そういうふうなもので今後世界の農業と太刀打ちしていかなければならないということになれば、どうしても近代化を促進していかなければならない、あるいは資本整備をもつと高めていかなければならない。少なくとも平地の米作りにおいては二十馬力やあるいは四十馬力の機械を使つて深耕もやつていかなければならぬ、いろいろなことをやつていかなければならぬ。ただそういうことをやるということになる、たとえば土地改良一つやるにしても、いろいろやり方が違つてくるわけでありませぬ。将来ともこの小型の自動耕耘機で今あるやうなものを使つて家族経営でやらせようというのと、そうでなしに大型機械を使つてやるのだというのとでは、土地改良のやり方でも違つてくるわけでありませぬ。ところが、今までの指導の方向というものはあくまでも家族経営だけを中心にして考へて、たとえは土地の交換分合を見ても、あくまでも零細な経営というものを中心に考へてやつてゐるわけなんです。これは今後こういう協業の内容というものが、どういふ協業の内容になるかによつて何もかも違つてくると思ひます。そういうことについて、農林大臣のやうに、こゝろいふところもあるし、ああいうところもあり、一がい言えぬというのでは、一つも農民に対して将来農業の進むべき道を明らかにするということにはならないと思ひます。國としては、少なくとも政府としては、こういう農業が望ましいのだということをはつきりと出すべきだと思ひます。そういうことがあるからして、所得増進計画の中でも考えられる姿というものは、米においては二十馬力ないし四十馬力のトラクターを使つて、そして二十町歩ないし四十町歩の協業というやうなことを出してくるわけでありませぬ。われわれは共同ということも言ひます。言ひますけれども、何も私たちはすぐにコルホーズやあるいは人民公社のまねごとをしやうと云うのではない。しかし、目標としては将来だんだんと共同経営ということに持つていかざるを得ぬのじやないか、それは好むと好まざるにかかわらず世界の農業はどう動くか、これから十年たつてわれわれがこゝまでいつた、もうそのときには世界の農業はもつとこつちのアメリカの通信を見ましても、アメリカにおいてはもつと共同しななければならないということが問題になつてゐるやうなことが出ておられます。そういう世界農業の姿を見るときに、われわれがほんとうに農業の百年の大計ということを考へるなら、もつとこゝろいふ点について大胆な構想というものがなければならぬと思ひます。そういう点、どうも今のお答えを聞くと

いうと、まことに消極的な、まあ何か農民諸君がやりたいならそれもよろうというやうなそんなことで、この保守的な考え方の強い日本の農民諸君を世界の近代農業との間に、列伍の中に置くというこは、私はどうもいふ言能だと思ひます。あまりにも夢がないと言わざるを得ないのです。

○国務大臣(周東英雄君) 私は今の点についてお答えしたいのですが、全部農民まかせというのを言つてゐるわけではないのです。しかも、あなたの御指摘の点については、相当大きな農具について、それは共同組織によつて、共同利用によつて共同耕耘をしてゐる、一部作業の共同をやつてゐるところがある。私が先ほどから指摘してゐるのは、土地の所有権なり使用権を法人に移して、そして全部を協業、共同経営をやらなければならぬかという問題です。それについては、むしろこゝろいふ場合にはそれがよろう、あるいはモデルを作つて指導することもよろしい、しかし強制はしない、あくまでも農業者がよいというこゝろについて、地方的に助成をして、奨励も助長もしていこう、こゝろいふことです。今あなたのお話によると、小さいものをたくさん持つてゐる、これは私もよく知つております。私もそういうところを歩いて話も聞いております。そういう場合には一人々々が小さい一個ずつの自動耕耘機を持たないで、まとめた中型あるいは大きなものを持つて、そして耕すことを共同にしたらどうか。そしてあは自分の道具を使い、自分の作業をするというこゝろで差しかえないことがたくさんある。だからそういう姿というものを

全部否定していく必要はない。あなたのお話のやうに、今日さらにさらにより生産量を高めるについては、私どものとつておる家族経営の農家というこゝろを中心におきますけれども、その面においても当然やはりそういうふうな協業に進むのがよいという場合があれば、当然その方に向かつて進めていくこともあります。しかしあなたの方の一応三百万町歩開墾していく、そして既耕地の六百万町歩と合せて、百万単位なり八百万単位の法人によつて全部やつていく、これは強制ではございませぬし、指導でございませぬけれども、そういう形でなくともいいのではないか、こゝろいふことを申し上げるわけでありませぬ。

○江田三郎君 総理ちよつとお答えをいたしたいのですが、一体どのくらいトラクターを使つたらいいかとお考へになつておられますか。それによつて土地改良のやり方も全部違ふのですから。だから農林大臣のやうに、ああもある、こゝろもあるでなしに、あなた一体どのくらいトラクターを使わさうという考へを持つておるか、それによつて同じ協業といつても、協業の内容が違つてくるわけですから。

○国務大臣(池田勇人君) 政府がどれだけの馬力のトラクターを使わさうと定め得られまじやうか、それが問題でございませぬ。それでどれくらいトラクターを使うならば、その耕地面積は一區画どの程度のものであつたら、という問題でございませぬ。今の三馬力前後の耕耘機で、そして一反の田をやつておられます。そして曲がりかどに来ると、牛や馬を使うのとあまり効果が変わらない。しかしやはり農民とし

ては子供の関係、嫁取りの関係から耕
転機を置いておる。そこで耕転機をど
れだけにしようかという点には、農地
をどれだけの区画にしようかというこ
とがつけ加わってくるわけだ。その
農地の区画の問題は、農民の土地に対す
る執着というものをわれわれは忘れる
わけにはいきません。そこで、江田さん
がどれだけの馬力の耕転機が適当かと
いうときには、私はどれだけの農地が集
約できるかという問題、それじゃ、十
町歩の一区画にするときには、今まで
一反ずつ十町歩のところであつたなら
ば、百人が一人の人に渡してしまふ、
あるいは百人の人が共同経営でいく
か、それから先の問題でございませう
から、耕転機がどれだけの馬力である
は、一尺がいいか一尺五寸の廻り返し
がいいかということ、私は専門家でご
ざいませうからお答えできません。問
題は区画だと思ひます。

○江田三郎君 それは逆になるわけ
です。どういふような機械を使うかとい
ふことによつて、今後のたとえば土地
改良をするにしたら、単位面積
をどうしなければならぬかということが
出てくるわけだ。何馬力の機械とい
うことを国が指定できますかと、こ
う言われますけれども、それじゃ、一
体パイロット・ファームといふものは
どうするのであります。モデル農場と
いふものはどうするのであります。モ
デル農場とかパイロット・ファームと
いふものは、農民にこれからあるべき
日本の農業の姿を示しておる。そのと
きに国は一体何の経験もなしにやるで
ありましようか。そうじゃなしに、十
年後の姿、日本の農業のこれから姿
といふものはどういふやうなやり方

してもらいたいのだということを示し
ていくわけだ。そうして、この実物
を通じて農民諸君にそれがそろばんに
合ふかどうかということを見てもら
うんです。そういうときに、何の経験も
ない、今のような話であつては仕方が
ございませうが、ただ私はこの問題に
ついてばかり時間を取るわけにいきま
せんので、一つお尋ねしておきたいの
は、この最初の農林省の案でいきま
すという、協業の促進ということが言
われております。ところが政府案でい
きますと、協業の助長といふことを
いつておるわけでありませう。少なく
も私たちが言葉をそのまま受け取つた
感じからいいますと、促進と助
長とは、非常にウエートが違ふわけ
なであります。さすがに基本問題調査
会は、いろいろな専門家が集まつてそ
うして日本の農業の今後のあり方につ
いていろいろ検討した結果、もつとも
と、協業といつてもよろしい、共同と
いつてもよろしい、農林大臣が同じよ
うな言葉だといふならどちらの言葉を
使つてもよろしいけれども、それを高
めていかなければならぬのだ。しか
も、これはたとへば一つの脱穀機を通
じてみんなが集まるとか何とかいふよ
うな小さなものでなしに、もつとも
と大きい構想を持たなければならぬの
だといふことが言われ、そういう方向
に持つていく以外に日本の農業を国際
競争の競争の中に置くわけにいかぬの
だといふことが考えられて、強い促進
といふ表現をされたと思ひます。なぜ一
促進といふ表現をわざと助長といふ
言葉にお変へになつたのか、その点を
お聞きしたい。

○国務大臣(池田勇人君) 私はその経
過はよく存じませんが、促進といふか
助長といふかという問題は、やはり農
民の気持、そのときどきの情勢その土
地の事情等によつてきめるべき問題だ
と思ひます。もし促進と助長に違いが
ありとすれば、促進しなければならぬ
場合もありましよう、助長でいい場合
もありましよう、すべてそれは時代に
よつても違ひましよう。そこで、そう
いふ促進なり助長なりをしようとする
ための農業基本法で、そうしてこのと
ころはもつと促進していくべきではない
かといふことは、昭和三十八年度ぐら
いにお考えになり、それからあるとこ
ろは昭和四十年には、これは助長ぐら
いでいいのじゃないかといふふうにな
つてくると思ひます。従つてこの農
地の問題は、各々々に法制的、財政
的にとらへ、こゝろが今度の農
基法のあり方でありませう。

○江田三郎君 まあ、そういう表現な
らとにか、昭和三十六年度農業基本法
といふだけのものではあつて、少なく
もこれからの農業基本法といわれたい
あるいは農業に百年の大計を与えるん
だといふようなことにはなつてこない
わけでありませう、そういう答えて
は、日本の農業の国際競争との競争な
り、あるいは所得の均衡なり何なり
について非常に甘く考へておられるの
か、もしくは農業を發展させないこと
が、都市に対する低賃金労働者の供給
源としていとお考へになつておるの
か、どちらかだといふことになると思
はれます。そこでこの経営の問題
は、そういうことになりましても、もう
一つ問題になつてくるのは、消費構造
が違つてきた。従来の澱粉から優良な

蛋白や脂肪に変わつてくるのだとい
うことで、さらにまた国際農業との関係
もありましても、日本農業の中にもつと
ふやさんなければならぬものもあるし、
減らさなければならぬものもある。そ
ういふ中で選択的拡大といふことを
言つておられますが、一体、選択的拡
大といふことでこの農業経営を變える
ことができるのかどうかといふことな
んであります。今、総理御承知のよう
に、この一日当たりの労働賃金を計算
してみますといふと、米の場合は九百
円をこえております。そうして牛乳の
場合には二百円にしかなつておりませ
ん。しかし、今われわれとしては、も
う米といふものはだんだんと、消費の
増大といふことはなんだ、そろそろ
限界に來たんだといふ考へ方をしてお
り、また、政府の方の今後のこの農産
物の計画を見ても、米はそうふえるよ
うになつていないわけでありませう。反
対に畜産の方は九倍にするんだ、七倍
でしたか、九倍でしたか、そういう数
字をあげておられるわけでありませう。
そういう中で、選択的拡大選択的拡大
と言われるけれども、だれが一体九百
円の米を捨てて二百円の畜産に移るも
のであります。選択的拡大といふこ
とは結局はできないじゃありません
か。少なくとも、この選択的拡大とい
ふことを現在の価格制度をそのままに
しておきますならば、米ばかり作ると
いふことになるでしよう。發展させな
ければならぬ、成長させなければなら
ないところのものは、成長しないとい
ふことになるのであります。そういう
点についてどういふ見通しを持つ
ておられるのであります。

○国務大臣(池田勇人君) 御質問の点
がはつきりしませんので、答へが悪
かつたやうに變へます。この選択
的拡大といふのは、やはり需要の構造
が變つて参ります。そういう需要増
加の農産物に持つていく。しこつして
また、所得増加の面も考へなければな
らない。たとえば今のお話によりま
すといふと、米は労働賃が九百円、酪
農その他が二百円。自分の方のところを
申して恐縮でございませうが、ミカン
なんかは今年非常に高かつたから千五
百円くらいの労働賃になるだろう、そう
いふところを考へまして、これじゃ大
麦を作つたり裸麦を作つたりする農家は
ミカン畑にしろと、こゝろなつてくる。
そうしてまた酪農も今の需要とそれか
ら供給の場合の生産条件が違つてお
りますから、これを生産条件を非常によ
くすれば、二百円が三百円になり、五
百円になるということも、これからの
施策で考へられるのであります。従
いまして、私はちやうど今度とりまし
た大麥、裸麦に對しましての処置、これ
もお氣には入らぬ点があるかも知れ
ませんが、長い目で見れば、この大
麥、裸麦はやっぱり小麦とか、パン食
に適當な小麦を栽培していくようにし
ていく、こゝろの指導が必要である
と思ひます。要は国民の農産物
に対する需要の變化を見通しながら、
それにマッチしてそうして生産性の上
がる方法を講じていかすことにある
と思ひます。

○江田三郎君 私の質問がはつきりし
なかつたと言われるんですけれども、
米は、もう一べん繰り返しますけれど
も、これ以上あまりふやさんくてもい
いでしよ。反対に、畜産物は大きい

ふやそうというのでしょう。七倍なり九倍にふやすというわけでしょう。そのときに、選択的拡大でやれと、こう言われましたところで、米は一日働けば九百円になるんだ、乳の方は一日働いて二百円にしかならぬのだ。もちろんその年間労働日数は違います。違いますけれども、こういう大きな隔りがある中で、将来畜産物をもっとたくさん作っていかねければならぬ、七倍にも九倍にもしていかなければならぬということが実際にできるかどうかということ。農民は何も社会奉仕をしていないんじゃないのでありまして、そばんでやっているのではありません、そばんでやらないじゃありませんか。それなら牛乳の値段というものを上げるのであります。しかし、今でも消費者物価の値上げ反対ということで、牛乳値段を上げるということは国民も反対しますし、消費者も反対しますし、また政府もそういうことは押さえないとなさておるわけでありまして、そうなるというのと、これこれのものを、果樹なり畜産なりを振興しなければならぬのだと言っても、たままたあなたに言われるミカンが、これは統計を見ても千五百円じゃないかもしませんが、相当高いことになってくることはわかる。しかし、ミカンよりもっと基本的な牛乳という問題を考えてみるときに、どうもこれではどうにもならぬのじゃないか。その点を一体どういうやり方で、この選択的拡大ということが将来の国民の需要構造とマッチするような畜産物ができるとような方向へ持っていくのか、その構想を聞きたいというのです。

○国務大臣(池田勇人君) 生産の方であれではありませんが、私はこう考えます。米はこれ以上、ある程度需要はできます。米は増産しなければならぬ。しかし全部増産して、地域的に他に米よりもいい物がある所におきましては米をやめて他の高級野菜に移り得ます。こういふ具体的問題はありますが、一応米はある程度はふやさないければならぬが、全体として十年間に一割か一割五分と申しておきます。これはこのままにしておいてほかの物が悪いというときには、先ほど申し上げましたように、大麦、裸麦に對しての生産を減らして、そうして助長政策を講じて、パン向き的小麦を作る、こういうふうなやり方になり、そうして牛乳にも。これは消費と生産との関係はほとんどふえていくときには、これを多角的にそうして技術的に、そうしてまたこれを安くたくさん作るために飼料の問題等いろいろな問題を変えていかなければならぬ。ここに付き詰まりがあるからだめじゃないかという結論はなくて、ここに付き詰まりがあったらどうやっていくかというのを考えなければならぬ、前向きな考え方。今の大麦、裸麦あるいは今後の畜産に対するいろいろな措置、畜産措置につきましては農林大臣が専門でございしますが、農林大臣の考え方は同じで、その方向で具体的に答えになると思うのです。

○江田三郎君 だから、どうしたらいいかというのを考えていかなければならぬというのだから、私はその考え方を聞かしてもらいたい。もうこれはきょうの問題なんですよ。とにかくこれからは牛乳の生産はふやしていかなければならぬのだ、畜産はふやしていかなければならぬのだ、こう言うのだけれども、しかしあまりにもこういう違い過ぎる労賃の中で、これが選択的拡大という中でやれといったところで、農家の、乳を生産した酪農家の生産者手取りというものを面的にふやすというのをやっていたいかなかつたら、やろうとしないじゃありませんか。結局今の中でやったら、米もあるし、麦もあるし、畜産もあるでしょう。まあミカンは別にしますけれども、あとは米が一番いいじゃありませんか。今まで米といふものだけを植えてきたじゃありませんか。農民に、米を作ればいいというのを植えてきてきた。農林省が何か計画を立てても米換算何だ。われわれがこんなことを言ってもだめじゃないかということを言いたけれども、いつまでたっても米換算、米換算といふことばかりで、米といふことを持ってきたじゃありませんか。そうして、今日こういう条件が出てきたのであります。そんなら一体、片方の米の統制をはずして、しかもあるいは牛乳その他畜産物についての価格政策なりあるいはその他の政策で、どういふことをやるのか。何か、いいようにやります、いいようにやります、総理は最初からちゃんとそのときその場において最も適切な方針をとるのだといふことだけを言われまして、たけれども、もういいかげんにやりがたや節はやめて、もっと具体的に答えをしてもらわなければ、少なくとも農民諸君は安心できないと思います。

○国務大臣(池田勇人君) 私は答えておると思いますが、米は今のままで何も減少政策はとりません。やはり今後

におきましての人口の増加等から考えまして、米は今の一日当たり九百円でよければこれでいまいしょう。あるいは九百円でいかにぬといふ場合もあるかわかりません。しかし問題は、それじゃ牛乳や畜産物、畜産に對しての牧草、飼料、こういう問題にわたるわけですが、これにつきましてはたとえば豚肉とか牛肉の貯蔵その他いろいろ方法をとっております。卵についてもそういう方法をとれという陳情もございしますが、これは技術的にまだその時期でない。いろいろな方法をとるわけでございますが、それはどういふ方法をとるかというところは農林大臣からお答えさせます。

○国務大臣(岡東英雄君) 私は今の江田さんのお尋ねであります。米については今、今日においていいことはお説の通りですが、その米をやめてかわりに畜産を作れといふことを今言うのなら、直ちに主観の違いの問題になるでありませんか。しかし、私どもの考えておりますのは、米といふものに関して、今後、人口増の絶対数についてはいいが、その範囲においてはできるだけ作っていただくが、その作り方に對して、たとえば今日考えている田畑輪換といふこと、すなわち同じ米の数量は土地改良その他によって反当収量の増による増産を現在そのまま続けてやっていると、少数の面積の所で作るとして、一部は自給飼料といふもので畜産をやりますように田畑輪換をする、こういうことはさらにあくる年はその畜産飼料との関係で輪換された地域における収量の差があるということもございまいしょう。そういうことからして、米の収入の上にプラス・アルファし

てくるということは一つのねらいであります。従ってまた、お話しのように、米がいいからといって、これはたくさんさんだんどん作っていく、これは需要以上になりますと、国民経済の上からはそれは損でありまして、もうかる、売れるものを作っていくというのでありますから、この米といふものは同じ数量をさきにいったような形で作って、その上にさらに需要の伸びる畜産、果実を作ることによって、さらに農家の所得の上にプラスされることを考えていく、従って土地に關しては牧野といふものを新たに造成するということは、先ほども土地造成についてお答えした通りであります。ことに所得倍増に出ております公共施設の中には牧野の問題は含めておられます。草地改良造成といふことに對しては新しく考えておられます。そういうものについては新しくそこにプラスされた畜産経営が行なわれる、こういうことになりまして。

○江田三郎君 そういふようなことを、何を言っておられるのかよく、わからぬのですが、やはり今でも土地を開くといったら、お百姓は水田を作るということを第一に考えるわけですか。何も将来、米を何ぼ作るか、麦を何ぼ作るか、あるいは乳を何ぼ生産するかということは、これは農民自身がやるわけですから、農民としては何が一番割に合うかといふことを考えてやる以外にはないわけですか。そうするといふと、現在のようない日当たりの労賃から考えるといふと、選択的拡大という言葉は使っておられますけれども、そんなことでは将来、そういう食糧の需給構造というものは変なことになる

どをやるのだ、こう言われましたが、それなら一体先ほど総理は十六兆円の中の農業の一兆なんということは意味がないのだ。意味がないのならどうもこういう数字をもとにしてわれわれ論議するのまちよつと困るわけでありまして、それならもつと意味のあるものを出していただきたいのでありまして、少なくともこれからの農業をどうするかという今年の問題でなしに、これから十年、二十年先の農業を考えるのに、やはり他の国民経済全体が十年、二十年、どういう構想を持っているかということと関連して考える以外にはないわけでありまして、これはまあ大して意味がない、参考にはするけれども、どう言われたら取りつく島がないわけでありますが、この「行政投資実績および計画期間中の投資額」という中に、いわゆる農林水産業一兆円でありますから、その中の農業というものは、まあ常識的に、遠視的に申しますと、その七割か七割五分ぐらいになると思いますが、その中で注釈の中に、「農林水産業」と書いて「農業基盤、奄美、災閑、愛知公団、機械公園」云々、こう書いてあるわけでありますが、カッコをして「農業共同施設をのぞく」とこう書いてあるのです。が、この「農業共同施設をのぞく」というのは、どういう内容なんですか。

○国務大臣(池田勇人君) 私はそこまでは読んでおりませんから、事務当局からお答えいたさせます。

○江田三郎君　とにかくこの数字がただ参考だけだというなら仕方ありませんけれども、かりにそういうようなものがあるとしたところで、どうもこういふような数字で総理もこれは政治じゃない、こんなことはあまりにも合理主義で、経済合理主義ばかり政治じゃないと言われましたが、従つてこれはうんとふえると思ひますから、それならそれで今後農業等に対する投資、あるいは融資というものを十年間におよそどのくらいに見ておられるのかという資料を出していただきたいと思ひつてあります。そうしないといふと、選択的拡大ということが、ただ底の方の裏づけがなければ価格の面だけで調整をしていかなければなりません。そうするといふと、先ほど申しましたように米の統制は一体どうするかといふことにすぐぶつかりますし、あるいは牛乳の価格はどうするのかといふ答を出していかなければ、何としても選択的拡大では食糧の将来の需要構造の、需要供給の關係といふことはうまくいかぬといふことははっきりするわけでありますから、そういうことについてもうつと農民諸君が見て安心する数字を出していただくことをお願いしておきます。

そこで価格の問題を問題にいたしましたのが、この価格について一統政府のこの基本法の考え方といふものは需給均衡価格ということになると思うのであります。そういう需給均衡価格と

はできない。できないけれども、しかしながら、他産業従事者ととの所得の均衡をとろうということになるならば、当面やはり価格における調整というところが非常なウエイトを持つてくるわけであります。今後の生産基盤の改善であるとか、構造改善であるとかいうことは、そうすぐに実を結ばぬのではありませんから、その中に年々と所得の格差は開いていきつつあるわけでありますから、そういう中においてはやはり当面価格面において調整するという役割が大きいことは否定できないと思う。そのときの価格に対する考え方は需給均衡価格という考え方であくまでおいきになろうとするのかどうかということ。

○国務大臣(周東英雄君) 私は原則としてはやはり農業者に対しての親切さから言ひましても、よいに物を作つて売れなくなつたり、上がつたり下がつたりということではないのので、やはりそれは大体先ほども出ております長期の見通しに立つての生産を進めていくということが、私は必要だと思ひます。その意味におきましては需給均衡ということが原則であらう。しかしながら、御指摘のように米についてはすでに生産費・所得補償方式というよりなる形で計算の体系もおよそできております。しかし重要農産物その他のについては、価格安定法に基づいて別の方式をとつております。それから畜産飼育対策についても別の方式をとつ

し、御承知の通り農産物の生産状況なり、あるいは流通過程において弱い立場にありますが、必要があればそれぞれの価格政策を立てることもある、こういうことは、はつきり申し上げておきます。

○江田三郎君 需給均衡価格ということになってくると、そこで貿易自由化の問題ということが大きくからんでくるわけであります、私はさきにも申しましたように、たとえば消費構造の変化という中で、畜産なり果樹なりというものを成長作物としてみるののだというのに、現在の需給均衡価格では牛乳は一日二百円にしかならず、米は九百円になるのだ。従つて、これではとても望むような農業生産が十年後においては、耕種農業は五割増しで、畜産は九倍になるといふようなことにはなつていかないのだ。そこでそれを補う、もしその価格政策について需給均衡価格というものをとっていくのなら、それならば思い切つたこの構造改革のための国の投資ということがなければならぬということになるわけです。ところがその国の投資について、も、先ほどの説明ぐらいではとても追つてくめるのではない。これは計算してみればわかりますけれども、とても追つてくめるのではないわけでありま

す。そこであらためて時間もありませうからしていいかげんにしておきますが、この国の投融資の計画を出している、ただきたいと思いますが、ただ長期の

何は要るであらうということなのか、そのときに値段をつけるのかつけないのか、その点どうですか。

○国務大臣(周東英雄君) 長期の見通しでありますから、やり方としては二通りある、これは過去の実績に基づいて、それを経験的な検証に基づいて引き伸ばした形における将来の需給の見通し、それに対して意欲的に政策的な考慮を加えた見通しというものが別個にあると思います。私どもは、これは実績に基づいた見通しだけでなく多分間にそこには将来における政策的な立場に立つての意欲的な見通しが立てられれるものと思います。これには相当な幅を持った形でもって私はいきたい、いろいろふりに思っております。その際において政策的見通しに立つた数量というものは、そこに価格政策を織り込むかどうかということではありますが、これはどうかということでもあります。これは私は別個の立場において価格をどうするかということを考えるべきであって、一応将来に向かっての需給の伸びというもののに対してどれだけ供給しなければならぬかということの見通しには、私は必ずしも価格を何は必ずしもとすることによってということではなくて、数字的に私はすらっとしたものを示す、それを達成するためにどうするかという問題は江田さんの御指摘のような問題が出てくる、かように考えております。

○江田三郎君 だから長期の見通しについて、たとえば牛乳は幾らになるだろう、あるいは豚肉は何ぼ生産するであろうという場合には、もしそれだけに終わっておれば、豚肉は今後二倍になるのだ、牛乳は三倍になるのだというだけ見通されるということになると、勢い成長性の高いもので一つやろりじゃないかということで農民諸君はそれと取組むということではこれは必ずしも至りません。じゃ、そのときに一体値段がどうなるかということは一方向からぬのだということでは、あまりにも長期の見通しを示したことに對する責任が長いといわなければなりません。当然長期の見通しを示すのなら、そのときの牛乳の価格はこれくらいであらう、豚肉の価格はこれくらいであらうという一つの予示価格というものが示されなければならず、予示価格を示した場合に、当然それに狂いがきた場合には、補償をどうするかということまで発展しなければならぬのでありまして、ただ將來これは何ぼふえるだろう、これは何ぼ減るだろうということは、これでは私は全く意味がなくてかえつてそのために大へんな混乱をしていくのではないかと思うのです。だから長期見通しを示すのならば予示価格というものが問題になり、予示価格を示すならそれに狂いがきたときの補償というものを農民に与えていかなければ農民に對して親切でないということになるわけでありまして、一体その見通しが狂った場合には、だれが責任を負うのか、だれも責任を負わない、補償もしない、こういふより長期の見通しというものはあり得ないと思ふ。

○國務大臣(周東英雄君) 私は必ずしも初めから価格をこのくらいにする、こうするということを示すことが長期見通しということではなければならぬとは思いません。ということでは、實際上の需給の關係の状態、その場合における価格はどうか、その場合に、その価格に沿いつつ、需要供給の關係に照らしてそうして生産させなくて、従来は、価格の方をおよそきめて、そして生産の数量をきめなければ、それがもしも需要に合わないけれども、やはり損失を与えるものである。一応作ったものが売られて損をしないようにするために、需要に應じた生産をさせることが必要だと思ひます。また御指摘の問題はそういう場合にあまりに価格が安過ぎたら作らぬだろうということでありまして、それは別に私は考へるべきことだと思ひます。

○江田三郎君 そこで最初に私は申し上げました、一体日本農業が今日行き詰まったのはどこに原因があるか、われわれは政治の責任というのを痛感をしていくわけなんです。そうしてこの日本農業を建て直すためには、政治というものがもつと責任を負わなければならない、ということを言つたわけなんです。長期の見通しといひましたところで、たとえば農林大臣は過去における、農林省のやつたことを一つずつ検討していただきたい。桑を抜いたら繭が上がつたり、そうして今度は養蚕振興だといふからやれば今度は下がつてみたり、皮肉な言葉を吐く者は、大体政府のやり方と反對のことをやつておれば間違いないでしようといふようなことを、皮肉な言葉ですけれども、そ

ういふ言葉さえ農民の間に伝わって行くわけなんです。政治に不信感を持つていくわけなんです。そういう中で、これは当然の如く当然の如くからぬけれども、長期の見通しを示すのだ。長期の需要の見通しを示すのだ。しかし、それが当たらないと当たると、それで過剰生産が起きようとして、消費者も足になつて値が上がる、あるいは品不足になつて値が下がる、消費者も生産者もこれはお前たちの勝手だといふのは、これでは少なくとも農業基本法というよりなことをやらないのじゃないかといふことなんです。少なくとも国が責任を持つたやり方じゃないのじゃないかといふことなんです。

私はほかにもまだいろいろお尋ねをした問題があるわけでありまして、たとえば衆議院で審議をされなかつたこの農地の一子相続の問題、これが憲法との關係はどうなるか、これはなかなか問題にならうと思ひます。いい悪にかかわらず現行憲法との關係がどうなるかといふことが問題になつてくるわけなんです。それから教育の問題にしましたところで、二次産業なり三次産業なりのそういうところへ出す人材を養う費用というものを、農民が負担をしていかなきゃならぬ。今日この新規卒業といふものが他産業へ流れておる率はかつてのような率とは違つておるわけなんです。そういう中でこの教育費といふものを農民が負担をしていく、たとえば跡取りには農地を与える、そのかわり次男坊三男坊は跡取りが相続すべき農地の中、財産の中から教育費を払つていかなきゃならぬといふようなことで、そういうやり方で農民の蓄積を減らしつて他産業の従事者の教育をするといふことがいいのかどうか。従つて、この教育の問題についていふことも、たまたま教育の拡充といふことが出ておりますから、そういうことにも問題にしなければならぬ点があるわけなんです。あるいは補助金の問題についてもそうです。補助金の問題だつたところで、この零細農中心の補助金といふものを、今後ほんとうに経営を近代化していくのだ、あるいは協業といふ共同といふこと、とかもかくもつと大規模の機械を使つて近代化していく、あるいは資本の装備を加えていかなきゃだめなんだということになれば、補助金のあり方が全部違つてくるわけなんです。

さらに流通市場の問題につきましても、農家が一生懸命牛乳をしぼつて一升が四円五十銭しかならぬが、われわれはそれを十四円で買つていけると、この流通機構でいふのか、いろいろな問題があるわけでありまして、多くの問題がありますけれども、私の与えられた時間がオーバーしまして、先ほどからたびたびこの時間切れの、時間がないという通知を受けましたから、また総理もきよりはほかの予定を持つておられるようでありますから、しつこい質問しませんが、ただ私が申し上げたいのは、私どもは何も社会党の農業基本法だけが絶対的なものとは考へておりません。われわれの考へ方にもいい点もあればあるいは足らぬ点もありまして、あなた方にも同じような問題があるわけなんです。少なくとも私は今質問した中では、私が疑問とする点について、また多くの農民諸君が疑問とする点についての確かな答えを得ておりません。そういう点についてもっと私どもはフランクになつて、もっといい農業基本法を作るために共同責任としてもつと一生懸命やつていかなきゃならぬのじゃないかといふことを考へておるわけでありまして、私どもが継続審議といふことを衆議院段階で言つたのも、要はこの国会の時間ではそこまでの仕上げができていないじゃないかといふことを心配して言つておるわけなのであります。どうか総理もそういう観点からこの基本法、ほんとうにわれわれがやまぢの基本的な基本法を農民に示すためには、あくまでも慎重な審議を、どこまでも慎重な審議を尽くして、そしてお互いに譲るべき点は譲つて一つのりつぱなものに仕上げるという気持ちでやつていただきたいということをお願い申し上げて私の質問を終わります。(拍手)

○東隆君 私は最初に、この政府案の農業基本法案が衆議院の段階で、私どもの党が協力をしたにかかわらず、世間では単独審議の形で通つたと、こういうふうに言われておるのであります。私は、これはあのように協力をしていきましたけれども、その姿において非常にまずいものがあったと、そのことについては先ほど総理からもお答えがあつたわけで、そこで参議院の段階においてもあつたような形がもし行なわれるとすると、これはゆゆしき問題になると、こう考へるわけでありまして。私どもは、審議を慎重にして、そしてよりつばな案を作り上げたて、こゝろを考へ方になつておるわけでありまして。政府案が自由主義経済の立場に立つて立案をされておる、私どもの党の案は社会主義政策として計画経済、あるいは社会主義の立場から法案を作成をいたしております。従つ

○国務大臣(池田勇人君) ただいまのところ、修正の余地は私はないと思います。しかし、国会におきまして御審議の結果によって非常にりつぱなものができれば、また党と相談いたしましてやつていく。内閣総理大臣として

ほど、私は参議院の段階においては相
 当いろいろな困難な問題が起きてくるの
 ではないか。従って、私は脅迫をする
 わけではございませんが、国会の審議
 においてまた衆議院のようなあいろ
 うようなことを繰り返すおそれがあるの

ではないのでございます。

○東隆君 計画という言葉をお使いになつた方が、基本法制定面においても、また基本法を制定するための調査会その他の各方面のことから考えてみても、私は計画という字をお用に

けであります。この点は、先ほど江田君の質問の中にもそういう点が言われておりますが、私はその点で、この農業基本法をお作りになつて国がどの程度責任を感じて、そしてこれを施行されるのか、この点一つ、どういうふう

ないか、こういふふうに考えられていたし方がないのであります。これは自由経済があるいは計画経済かと、こういうような考え方ではなくて、私は、過去において日本の農業というものが非常に工業その他の発展のために犠牲

にされておるのでありますから、この際大きく農業に対して国が責任を持つてやる、しかもそれをやるために計画的にやる、こういう態度を示すことによつて基本法というものの基本的なものが私はできてくると、こういうふうに考へておる。この点は非常に、各全般について責任を持つと、こういうふうな形であつて、まるで仏様の御慈悲のようなことを言われておるのであります。しかし、これは基本法を作るという点において大きな誤りじゃないか。私は過去におけるところの経済的あるいは法制的な方面におけるところのいろいろな点で非常に不利な状態に置かれておつたものを、これを除いてそしてやつていくという、そういうことから考へても、私は国の責任をはつきりすべきでないか。そういうような意味において、基本計画あるいは主要な農産物についての生産計画、そういうようなものは当然出すべきでないか、こういうことは私は主張をいたします。同時に、政府の長期見通しというようなこと、あるいは価格の決定の場合における需給均衡の上に価格を決定するというようなことは、これは今までの自由市場を対象にしてやつておるのであります。それは見えざる手をうまく使う者がもうかるのであつて、結局は農民がしわ寄せを受けるよりほかに方法がないので、あの今の政府の基本法案からいけば、私は犠牲になるのはやはり農民だと、こういうふうに言わざるを得ないわけです。従つて、この点は政府の案と非常に違つておるところでありますけれども、基本計画あるいはそれについての各年度別の計画であるとか、あるいは主要農畜

産物についての生産計画であるとか、こういうようなものは当然基本計画ができた以上は、国が、政府がそういうようなものを立案して、そして責任を持つてやつていく、こういう態勢をとらなければ問題にならぬと、こういうふうには考へるわけでありまして、この点は私は主張をいたしておきます。その次は、先ほどお話しになりました選択的拡大生産の問題でありますから、これは私はやはり国が責任を持つてやるという態勢のもとにやらなければ、これはちょうど豚の値段がいいというので豚を飼つて、そうしてブタをつかむような、あるいは形が随所に現われてくるかと思う。それで、選択的拡大生産をどういふふうにして政府はおやりにするのだか、この点を一つ伺いたいであります。

○国務大臣(周東英雄君) 先ほどもお答え申しましたように、選択的拡大、あくまでも農業者の利益のために将来需要の伸びるものを作らせようということでございます。しかしながら、これをやるに於いて、何がそれならば需要が伸びるものと見るかということにつきましても、あるいは畜産、果樹というものがあげられます。こういう問題について、しからば畜産をどの地域にどういふ形に拡大し、生産を進めていかうかというところにつきましては、それぞれ地域的に違つておられますが、これについてその新しい拡大すべき、畜産について例をとりますと、やはりその生産されたものが取引条件においても有利な立場に立つためには、まとまつた形に主産地形成、多頭飼育をさせるといふような方向、こういう方の指導をして参るつもりでございます。

す。しこうして、これをやる地域をどこにきめるかということにつきましても、慎重な考慮のもとにその地域の指定を今日考へております。こういうのは一つの例でございますが、私は一つの選択的拡大として考へられてゐるものをどこへどういふ分量にやらせるかというようなことは、すべて今後の指導によつて立てられることと思ひます。

○東隆君 私は、たとえば果樹の問題が出ましたが、果樹の中でもカン詰用のナシを一つ取り上げてみます。もうすでに頭打ちになつておる。そうして、政府が果樹振興を盛んにやるものだから、従つて、それはどんどん植えておつて、おそろくもう頭打ちになつておるのですから、早晩悲鳴をあげるのではないかと、こういうふうに考へておる。それから大麦、裸麦を減反をするのでありますけれども、しかし、これも私は、これは日本の農業を根本的に変へるおつもりかもしれないけれども、しかし裏作、冬に作る作物というのは非常に少ない。しかも、その少ない作物のうち麦を、大麦、裸麦を減反する、そんなような政策をやればやるほど、私は酪農の振興だのその他の方面がかえつてはばまれでくると、こう考へておる。草ばかりでもつて飼うわけにいかないのです。濃厚飼料を十分に与へなければ牛乳はとれないのでありますから、従つて、考へなければならぬのは、そういうようなものを転換することなくつて、大麦や裸麦がたくさんとれるような土地を作り上げるということが、これが一番大切な、私はこう考へておる。

それで、選択的拡大生産という言葉は大へんい言葉でありますけれども、私は政府が言うように大麦、裸麦を減反するなんていうそういう考へ方は、これは間違つた考へ方で、かえつてそういうようなものは、土地改良その他をやつてたくさん収量をあげるような態勢を作つて、そして飼料の方面でも、その他の方面でも、どんどん供給ができるようなそういう態勢を作ることが、これが酪農なら酪農を振興させる道であり、その道をはばむようなそういうような選択的拡大生産の消極的な面をおやりにするのは、これは間違ひだらうと思ひますが、この点はどういふふうにお考へですか。

○国務大臣(周東英雄君) お話でありましたが、選択的拡大の中で、現実の需要、食糧の用として需要の毎年々々減つておりますものをそのまゝ作らせたいことは、私は農家のために親切ではないかと思ひます。お話のように、うんと大麦、裸麦を作つたらいいじゃないかというお話ですが、これは例を申しますと、政府の買付けしております大麦、裸麦でも、三年前は百三十万石でありました。ところが、二年前は百万石、最近七十五万石しか売れない。このことは食糧としての大、裸の需要の減退。従つて、御指摘のように、これを新しい方向として、畜産の飼料の方にかわらせたいのじゃないかと、いうこともございます。その点は、これからの飼料の需給推算に基づいて、品目別に必要な飼料は何と何かという方向に向かつて、もちろん考へていきたい点であります。何しろその飼料の關係だけでは、食糧用として減つた今日、こうしたもので需要の減退は防ぎ

切れません。むしろこれはもつと売れる方向に変へたらよからう。それから、裏作があまりないじゃないかというところでありますが、小麦は現在外国から二百萬トン入れておる。これはむしろ同産に替へることが必要でありますし、同じ品種はもちろん直ちにはいきませんけれども、相当に転換し得るのであります。暖地ビートのときこの中に入つて参る。こういう形のものに転換させることは、需要の伸びに應ずることでありまして、そういう形に持つていくことが、農家の所得を上げる上において親切だと考へる次第であります。

○東隆君 今、ビートの話が出ましたが、ビートも私は麦と同じだらうと思ひます。これは酸性性土壌にはできないのでありますから、従つてビートのできるところには小麦もできる、そういうような關係になつておるので、日本の土地がだんだん酸性化してきて、そして麦がでんないような状態に置かれておるから、従つて生産も減つてくる。生産が減るから、従つて作れない。そういうような形ができておるので、もうすでに北海道においても、これは作付が減る、こういうようなことがいわれております。ビートは、そういうふうなことを考へると、基本的に努力關係であるとか、あるいは土地の關係、これを考へないで、成長作物であるからと、そんなふうなことでもつて太鼓をたたかれても、私は目的を達することはできないかと思ひます。基本的なものはあるのですから、それは十分に考へてやるべきでないかと考へておるわけでありまして。

具体的なことは別の機会に私はお聞きをしようと思うのですけれども、菜種の問題を一つ取り上げてみて、これは菜種を減らすようにするのが、これが日本の農業では私は得策ではないか。というのは、湿地でも菜種はできるから、そこで菜種がふえていつていのですけれども、やはりこれを完全にして、十分に耕地を利用できるような態勢にして、そこで菜種を作る、そんなふうな形ならばこれはいいのでありますけれども、今のような状態でもって、湿地でも菜種ができる、こんなようなことでもって菜種が成長作物であるこんなような考え方は私は間違いだらうと思う。だから、こういうような点で、十分にこれは考えなければならぬ節がたさんあるのであります、政府の選択的拡大生産の対象になる作物、ことに冬作物、これは十分に考えていただかなければ、日本の農業をつぶしてしまふようなことになるのじゃないか、こういうふうに考えておるわけです。この点、またの機会に質問をいたしますから、一つ十分にお答えを願いたいと思います。

次に、農家の農業に従事しておる者と他産業に従事しておる者との格差の解消、こういう点、均衡をとるとい、そういうような点で重要なことは、私は農家を原料生産者にしてしまったのははだめだと思つてゐます。どうしても加工益を農家が得るような態勢を作らなければならぬ。この点について非常に、先日の質問その他においても、農林大臣、消極的なお答えをされたと思ふ。私は、どうしても農業者の共同の組織でもって、農家の生産したものを原料にして、これを加工して、加工益

を一つどうしても農家が取り、また流通の面においても適正なマージンを農家が取るようなそういう態勢をとらなければ、農家の収入というものがふえませんが、所得はふえませんが、従つて他産業との格差の解消であるとか均衡のとれるそういうようなことはできないと思ふ。この点はどういふふうにお考えですか。

○国務大臣(周東英雄君) これは大賛成であります、どうかで私は消極的だったというふうなお話であります、これはあなたの誤解であります、おそれるこの前、農産加工について、水産会社などが陸へ上がるのをどうするかということだったときに、むしろそういうものがある程度需要を刺激して、悪い効果ばかりじゃなからう、しかしそれを言う前に、もっと農業協同組合が共同加工施設をやつて、どんやられるがよろしい、それに對しては農業基本法も助成の道も考えておるといふことを申し上げたはずであります。基本法の二条並びに十二条において、農業協同組合の積極的に関与施設をなされるについては、資金面におきましても制度面におきましても、助成の道を積極的に講ずることについておきてあります。

○東隆君 農業従事者の共同の組織に積極的に農畜産物の加工をやらせる方針です、こういうふうな理解をいたしてよろしいですか。

○国務大臣(周東英雄君) その点は御意見の通りであります。私どもは、農業が原料生産だけでなく、それに加工を入れて商品価値を高め加工賃までも手に入れるように、今後の農業は指導をさるべきである。その意味において、

もはやアグリカルチュアル・マテリアルではなくして、アグリカルチュアル・ビジネスということになるのではないかと一言言え、今日使われておるのであります、政府は全然その点は賛成であります。

○東隆君 農畜産物の加工について積極的な態度を農林省は示しになったのであります、総理大臣も今の点、間違いないと思ふ。○国務大臣(池田勇人君) 間違いないと思ふ。私は、自分でもやってみたいというふうな思つておられます。

○東隆君 北海道でビート糖の工場がある。これを北連がやりまして、非常に成績がいいのであります。第二工場を建設しよう、こういう意図で、だいい運動をいたしておるようであります。農畜産物の加工で私は大へんいいことだと考えますので、優先的に一つお認め願いたい、こう考えます。これはお答え、ここではちよつと御無理かもしれませんが、先ほどの言葉を私は十分に了承いたしました、その点を一つ申し上げておきます。

それから、農畜産物の中で、農業者の団体でもって十分にやり得るような産業もたくさんある。しかも、その産業と、実は今までやらしたためしがなという産業がある。それは少なくともお酒であるとか、あるいはビールであるとか、そういうふうなものであります。この点については、何か偏狭的なお考えをお持ちになっておるのじゃないかとささる。私は少なくともビールぐらゐは農業者の団体にお認めになつてもいい、こう考えておるのであります。

○国務大臣(池田勇人君) 酒類行政というものは他の行政とかなり違つておりました、半分以上が税金でございす。ものによつては八割ぐらゐまでが税金であります。従ひまして、普通の生産とは違ひまして、資本の問題、あるいは製造方法の問題、あるいは販売という点がございすので、嚴重な規制を加えておるのであります。これが農民の方、中小企業の方というわけではございせん。酒類行政というものは特別の沿革と特別の使命を持つておる關係上、そうであると思ふのであります。

今ビールのお話がございましたが、御承知の通り、ビールは戦前から五つ、六つの会社しかございせん。戦後におきましては、二大会社になつておる。最近それが三つになり、今は四つになつております。大体ビールの製造の単位というのは、昔は十萬石ないし十五萬石。これが今は大工場で四十萬石、五十萬石。これは農民の方がおやりになるというところで、十五萬石のごく小さい単位で、大体五、六十萬圓の投下資本が要る。そうすると、なかなかこれはむずかしいのじゃないか。ドイツなんかにおきましては、これは需要が非常に多いのでございすから、十五萬石あるいは二十萬石の単位でなしに、二萬石、一萬五千石の単位でビール会社があるようでございます。これは、日本人の味覚というものには非常に進んでおります。やはり大生産の会社のビールが、どつちかといつたら、安くていいようございす。

す。日本でも一萬石、二萬石のビール会社をこしらえようという話がないこととはございせんが、農民からそういう声があることは私は聞いております。しようちやうな会社が計画するといふ計画はちよちよい耳にしておりますが、しかし、なかなか大企業でもとかくむずかしいというふう聞いております。

○東隆君 首相は、農業者の協同組合にはビール製造をやらせないようにいろいろ御説明になつたように私は理解をするのであります、北海道で一つビール工場をやりたい、こういう考え方を持つておるわけでありす。私は先ほども申しましたように、北連がビート工場をやつて、しかもいい成績をあげておる。だから、片方に一つ甘党を制し、一つ片方で辛党を制するようにビール工場をやらしたらいんじやないか。麦のできるような畑作耕地、これをこしらへることが、酪農の振興する点において、その他の点においてもきわめて大切である。札幌にはりっぱなビール工場がございすけれども、しかし、これは明治の初年に始まつたものであつて、相當な歴史を持つております。それらとの技術の交流を他をやりますると、十分にやつていけると、こう考えるわけでありす。これは非常に困難なようなことをお考えでありますけれども、税金を農業団体がやつたからといって政府に納めないようなことは絶対ないと思ひます。だから、先ほど農畜産物の加工については優先的に認めになつたのでありますから、今までも一つ門戸を開放してないかつたこの方面に一つ門戸を開放されて、そうしてぜひとも加工

益を農村の方に流す、こういうようなことをおやりになることが、加工益を農家に与える、これが基本法のやはり非常にねらっているところだと、こういうお答えもございましたのですが、その点は前の言葉からもぜひお考えを願いたいと思います。その点一つ、くだいようでありますけれども、もう一度お答えを願いたいと思います。

○国務大臣(池田勇人君) 職業の自由でございますから、私は特別の関係がない限りにおいては何人がやろうというと思ひます。しかし、私はビールの事業をよく知っておりますので、農民の方に合うか合ふぬか、もし農産物を原料とするのだつたら、ビールにおきまする特殊なとホップとのあの原料代というものは、これは製品に対して一番少のうございませう。だから、農産物加工という意味においてはビールの製造業というものは一番縁遠いものではございませう。それよりも清酒の方がよろしゅうございませう。それよりも危険のない、販路のしつかりしている北海道のしゅうちゅうの方がよろしゅうございませう。濃粉類、いろいろございませうけれども、私はおやりになるならけつこうでございませうけれども、大資本を持ったビール会社も、新しいビール会社も、売れ行きその他で四苦八苦でございませう。今の特殊な外国との関係で、関税その他で非常に特権を与えておりますビートとは、およそ事が違ひ。特に先ほど申しましたように、ビールが一番悪条件ではないかという気がいたしております。もしやるなら、しゅうちゅう会社は北海道では向いていないのではございませう。

○東隆君 しゅうちゅう会社はお認めになったようであります。それから清酒もだいたい脈があるようであります。ビールに關する限りは、原料は非常に少ない。ホップと……これは大部分は水でありますから、これはやはり土地の中から出てくるのでありますから、やはりこのように考えますと、必ずしも問題ないと思ひます。私は、販路その他の面においてはいふ御心配のようでありませうけれども、農業協同組合でござらぬビールを日本の農民に飲ましてやりたい、こういう希望もありませんし、この点は非常に具体的に計画ができた場合には、大蔵省がスプリッツ關係は非常に厳格でありまして、いまだかつて認めたためしがないのでありますから、この門戸はぜひ營業の自由という建前から開きを願ひたい、こういうふうにならねて申し上げておきます。

その次に、私は金融の問題について少しお尋ねをいたしますが、政府は基本法案の關連法規として、あるいは別途の意味かもしれないけれども、農業近代化資金の法案を出されておられます。それは七分五厘でありまして、これは農業の所得、農業の成長率、そういうものから考へて参りますと、実は非常に高い金利のものであります。これは国が二分の利子補給をするのでありますけれども、しかし、このままの資金であります。私は農林中金補助法みたいな形にしかならぬのじゃないか。そこで、もう少し違つた形でもってやる御意思はないか、そういうようなもののお心づけはないか、こういうような点をお聞きするわけでありませう。それは近

代化資金というものは、私はあれでは金利が高過ぎると思ひます。せっかくの構想でありますけれども、非常に高くつて私は問題にならぬと思ひます。政府はたとえば船舶の造船關係については輸出入銀行を通して四分の資金を出して貰ふ。あるいはアラスカ・パルプに対しては四分の資金を出して貰ふ。中小企業のものには何か無利子のものを出して貰ふ。こんなようなことを考へ合はせまして、私は、農業に關する限り利潤の非常に少ない職業でありますから、もつと低金利のものを下さなければ、農業の所得倍増なんというふうなことが、これは望み得ないことである、こういうふうな考へます。この点、何かお心づきございませうか。

○国務大臣(岡東英雄君) 農業経営近代化資金法案に關しての施策が、二分の補給で高過ぎる、こういうお話であります。私も今までの推移を見てさうに検討はいたしたと思ひますが、私はぜひ農業協同組合論者であり経営の實際を知つていらつしやる東さんにお願ひしたいことは、農業経営近代化資金について系統農業協同組合の金を使おうというのが私どもの考へ方でありませう。使いやすいようにしよう。本来の農業協同信用組合の金というものは、相互扶助団体として、相互融資的立場にある協同組合の金であります。これをたくさん預かるだけ預かつて、預金は今日非常に莫大なものであります。集まつた金が農村に還元されないで農村外に利用されておられます。あとはほかの方に行つておるといふのはまことに惜しいと思ひます。だから、これは實質的にもやはり農業協同信用

組合の金利を下げることに一つ大いに宣伝指導していただきたい。その上に政府はさらに補給をしていくというならば、一そう値下がりをして農村に還元されるだろう。その上に農村に政府資金をさらに長期低利に出せという形になつてこなくちゃならぬし、またそういう面でも私たちは今度の農業経営近代化資金という法案を出して、系統資金を使われやすいようにいたした趣旨であります。しかし、總體的に考へますと、今後なお金利については、日本の国における金利体系を全体的に見て、大蔵省もいろいろ工夫して、實際金利水準にまで下げていきたいという希望がございませうので、それらとにらみ合せて将来の問題を考へていきたいと思ひます。

○東隆君 私は農業協同組合の系統金融を考へてみたときに、非常にじやまをしてゐるものがあると思ひます。それは農林中金の中にあつて使われた時代には、長期の資金で、しかも低利資金が農村に供給されたのです。従つて、農林中金の中にあるところの資金は、これは短期金融の資金源として十分に働いたわけでありませう。ところが、長期低利の資金源は全部農林漁業金融公庫という形でもって持ち去られてしまつて、そして残つたものは短期の金融の資金源になるようなものばかり残つてゐるわけなんです。だから、これはもう變則の、かたわりの形に金融機關としてはなつておるのであつて、農業の設備その他の方面において使つてこの金融というものは、これは短期金融ではなくて、長期の低利の金融でなければならぬわけなんです。だから、根

本的に考へ直す必要があろうと思ひますが、こういうような点についても考へなきやなりません。私はもう少しお考へになつたら、低利の資金を出す工夫があると思ひます。

端的に私は申しませうけれども、農業協同組合でやつておられます例の農業保險の蓄積された金、これは考へようによつては私はこの資金は非常に金利の安いもので、いいと思ひます。それを金庫に預けるとかあるいはその他のことをやるために非常に高いものになつておる、こう考へておる。あの資金は今一千億に近くなつておるのではなかつたかと思ひますが、あるいは七、八百億くらいかもしれませうが、この資金を十分にお考へになつて、さうしてこれに利子補給をする、こういうふうな考へ方を一つ一歩進められて、さうしてその資金は共済に加入しておる者が非常に多い地方に大きく還元をするのだ、こういうことになりませう。金の方もどんでん返して参ります。私はこの資金源は十分に農村の将来のために役立つ資金になると思ひます。この点は私は思ひつきのようではありますけれども、營利を目的とした保險業者のあの資金の運用のやり方と私は根本的に變えても差しつかえのない資金である、こういうふうにお考へておられますが、この点はどういふふうにお考へですか。

○国務大臣(岡東英雄君) 農業金融に關して金融機關の系統資金の金を利用するについて、まず第一にお尋ねの点は、農林漁業金融公庫に長期資金が出たからじやまになるというお話であります。私は、私ももとより農業協同信用組合の金は長期の金でなく、短期、中期

の金であると思います。長期資金はやはり相当長く固定しますから、それはほかの金に比べたと思ひますが、それでは現在の農業系統金融機関の預かつておきます預金の操作で、一部そのものについては長期にこれを運用するといふ方法も考えられるのではなからうか。これらはいずれも私は農業協同組合の自主的な立場にあるはずであります。そういうことについては私は積極的に御考慮を願ふことが必要だ。それを政府としては助けていって、そういう形を進められるところへあるいは金利の助成をするといふ形をとっていきなさいと思います。ことに長期の資金については政府は考えていく、こゝういふ行き方で行きたいと思つております。その現われが今度の農業経営近代化資金の法案に現われた制度であります。

もう一つ、今長期の金を使うのに建物共済等の系統組合の金を使つたらということですが、これは今制度上その保険契約者に対する保護の方法が講じてあつて、積立金の運用に不十分の点があるかと思ひますが、それらにもやはり自主的な立場から十分検討を加えられて、申し出られる点もあるうと思ひますが、私もその点どうしたらよいかという点については鋭意研究してみたいと思つております。

○東隆君 私は、農林中金が今短期金融をほとんど専門というふうな形に迫り込まれてゐるのは、かつて国の低利資金が農林中金を通して農村に流れておつたわけでありまして、従つて、車の両輪のような形でもつてある程度の効果を上げたのですけれども、しかし今農林漁業金融公庫という形でもって低

利の資金が国に握られてしまひました。そんな關係で農林中金の金融機関としての働きというものはかたわになつてゐるわけでありまして。そうしてある一定の時期には非常に貯金がふえていく。その反面においては、農家は農林中金はなかなか金を貸さない、こゝういふような不平も起きてきておる。そういうような形でもつて私は非常に金融機関としての機能を喪失してゐるのじゃないか、そういう点に私は固として相当調節をしなければならぬ問題があるうと思ひます。この点は、私が今申し上げたのはそういう理由なんです。

それから、建物共済あるいは生命共済、こゝういふものによつての積み立てられた金といふものは、これは莫大なものになつた。これは金利という問題から離れるのですから、考えようによつては、従つて、これの利用という面を少し考へて、国の今の二分利子補給といふものを考えますと、これは相当安い資金が農村に流れていく。同時に、農村の方ではその共済その他に加入することを、そちらの方に流れることによつて、還元することによつてそちらの方に多く賛成をする、こんなふうな形が生まれてくるのじゃないか。これがほんとうの相互金融あるいは共済組合の金融に合致したものでないか、こゝういふように考えますので、こゝういふことを申したわけなんです。

その次に私は、価格の問題で先ほどいろいろ質問もございましたが、私も実は価格の問題で、需給均衡でもつて農産物の価格をきめるといふのでありましたが、これは今の市場で、自由市場

でもつてものがきまるといふ考え方が一歩も出ないのでありまして、これでは農家が、品物薄でもつて値段が高から、そこで一年かかつて作る、そうするとたくさん市場に供給されるので、今度は安くなる。安くなるから、今度は作らない。作らないから少なくなつて、今度は値段が高くなる、こんなやうなことを繰り返して、しわ寄せは結局農家に行つてしまふわけなんです。これでは価格の安定といふことにはならぬので、安くきめるといふことにはなるかもしれないけれども、そういうやうな意味で、政府のお考えになつてゐる価格の決定のやり方は、それは非常に農家には私は冷たいやり方である、こゝういふふうに考へるわけなんです。だから、やはり主要なる農畜産物については生産の補償価格でもつて価格をきめる、そうして一定の価格以下になつたときには政府は買い上げるとかその他の措置を講ずる、こゝういふやうなことを考へなければ、国が責任を持つてこの農業基本法を進めるのだ、こゝういふことにはならないと思ふ。自然のままに放置して、そうしてなるがままにと、こんなやうな形でもつて私はやられたのでは、これは何ば政府が基本法でもつて、これは首相が先ほど言われたやうに、変更はしないのだ、こゝういふやうに高姿勢になられても問題にならぬと、こゝう考へるわけなんです。だから、基本計画あるいは主要なものについての生産計画、そうしてできたものについての価格、それからそのできたものを加工してできるだけ加工益を農家に入れる、こゝういふやうな一貫した中に、私はやはり農業協同組合をがっちり中に入れて自主的な態勢でやれる、こゝういふやう

なことをやつていく。そうして農業協同組合に対して政府が強力な助長をする。そうして態勢を整えていくといふ形をとらなければ、自由放任の形で価格決定まで持つていかれるやうな露骨な自由主義経済のやり方でもつて農業をおやりになると、農村の中で自由競争が起つて、そうして富んだ農家はできるかもしれないが、その反面に自立できない農家がたゞさんできて、そうしてかえつて政府が予想したところと全然反対の姿が起きてくるのではないか、こゝういふことを考へますが、私はこの計画経済から始まつて、そうして価格の問題についても生産の補償を原則にする、こゝういふやうな形でもつて政府があまり多く金を出さないでもそういふことがやれるといふ態勢は、私は自主的な農業協同組合の調節、コントロール、こゝういふことをおやりになつて初めて選択的拡大生産といふやうなものも私はやっぱりなるのではないか、こゝういふやうに考へるわけでありまして。

従つて、こゝういふやうな点で、わが党の法案は農業協同組合を中心としてやつてきておる。そこで、もう少しこの点について質問をいたしたいのでありますけれども、時間がございませう。そこで、先ほど協業といふことについて、農林大臣、協業の方は精神的なものがあるのだ、共同の方には精神的なものがないのだ、こゝういふやうなお答えがございましたが、しかしこれは突のところ申すと逆じゃないかと思はれます。私も民社党の方の協同といふのはコオペラチブの協同であります。社会党は共同といふ字の共同であります。これはコオペラチブの方の協同

には精神的なものがある。あの協業といふのは、この前も申し上げましたけれども、マルクスの資本論の第一巻第四編第十章であります。高島素之の翻訳した字で、これを分業に基礎を置いたところの協業、単純な協業、こゝういふやうな言葉で表現した文字であります。その文字をお使いになつて、そうしてやられたのは、私は資本主義経済の中におけるこの合理化を主張されるこの農業基本法といふ意味から、私は協業といふ文字をとられたのは大へんうまい字を用いられたと、こゝう思ふのでありますけれども、これは精神的なものでなくて、物質的なものなんです。かえつて精神的なものはコオペラチブの方が精神的なものである。しかも、協業の中には、先日農林大臣がお答えになつたやうに、合名会社であるとか合資会社であるとか、あるいは有限会社、こゝういふ会社系統のものも含みになつて、そして協業の促進、助長と、こゝういふ言葉で表現をされておる。私は加工益を農家に持つてこなければ、格差の解消はできない、こゝういふやうに申しましたが、私はこゝういふやうな意味においても協同組合の形でやらなければ、私は文字は同じでありますけれども、コオペレーションといふ字を翻訳したにすぎないものでありますけれども、どつちも同じでありますけれども、われわれの協同化の促進の協同の方が実は政府の協業よりもずっと精神的なものを含んでおると、こゝういふやうに考えますので、この点は一十分お考えを下さいまして、われわれの案を一つ支持をお願いいたします、こゝういふやうに思ふわけでありまして。

【時間】が参りましたから、私はこれで終わります。

○千田正君 私は先ほど社会党の江田委員と池田総理との間の質疑応答を聞いておりました、いろいろその点において感を深くしたのでありますが、今度の農業基本法が国会に上程されると同時に、あらゆる面において、おそらく農林省並びに政府当局も与党の自由党の諸君もPRしたと思うのでありますが、現実の問題として、われわれは農村に入っている、一体農業基本法というのはどういふものなのか、一体われわれにはどういふ利益をもたらすのか、どういふところが改定されるのか、非常に不安な点を持って、現実にははたして現在われわれが審議しておるところの農業基本法といふものはどんなものであるかといふことを理解しておるところの農民といふものはそうたくさんはないと思うのであります。そこで、先ほど総理大臣は、これは農民の自主的な熱意と行動によつてこの問題は解決するんだ。まさにその通りでありますけれども、それに対する政府の施策並びにこれがどうあるべきであるかという丁寧懇切な農民が納得するようPRが浸透しない限りにおいては、これがどうもあやふやなまま通るおそれがある。それで私は本日総理にお尋ねいたします。これに對しましては必ずかしことは要りませんから、農民に、一番いゝわゆる勉強を十分しておらない農民に答えるような意味をもって私にお答えを願いたい。

この農業基本法が出されたのだ。その内容のうち一番問題になるのは、やはり農民としては自分の土地から離れるといふことは一番いやなものである。早い話が、従来におきましても農地改革なんかにおきまして、土地の耕地整理をする、農道を作る、リヤカーが通る、今までは二尺ぐらゐの細い道をリヤカーが往復できるように農道を作るものであります。それが四、五年たつといふと、リヤカーも通るのも通れなくなる、寸土いへども自分の農地といふものは放したくないといふのが、これが農民の千数百年以来持つてきておるところの土地に対するところの執着であります。この執着から新たな農業基本法におけるところのいゝわゆる二・五ヘクタール以上の土地に集約して、それに新しい近代農業を植へつけようという政府の施策が農業基本法の骨子をなすとするならば、その農地をいかにしてその零細農民から共同化への移行をするかといふことが、今度の大きな問題だろつと思つておられます。それで政府の考へておられますところの百万戸、二・五ヘクタール以上の土地を中心として百万戸を政府の施策の目標とするというならば、現在六百万戸もあるところの農家が持つておるところの所有の土地を、どういふ方法によつて、そういうふうな集約の方向へ持つていくか、この根本的な問題を平易に一つお答え願うことによつて、農民の納得への道を開いていただきたい。この点を池田総理大臣にお伺いいたす次第であります。

○國務大臣(池田勇人君) 産業経済の要諦、ことに農業が他産業に比べて非常に自然的、経済的、社会的に悪い、こゝろいふやうな立場にある。これをどうしよるかといふことは、農民自身と政治家のわれわれが考へなくてはならない。その場合において、寸土といへども自分の放さないんだと、寸土といへども自分の放さないんだといふことをきかぬ。だから私は農民全体が、個々の農民が農民全体として、国民としてどうあるべきかといふことを考へてもらわなければならぬ。で、政府はこゝろいふ事態にかんがみまして、たとえば一町作つておられる方が、四人の子供ができたときに、二反五畝ではやつてはいけな。幸いに片一方の方で、第二次、第三次産業が発達していく。それで国全体のためにも、次男坊、三男坊、四男坊の方々が来てほしいといふ状態を作り出して、二反五畝で四人がやるというこゝろを一応解消させる。そのとき次男、三男、四男が行つて、長男だけは残つて一町でやる。この一町でやつていければよろしいのでございす。一町でやつていければいい。そのときに、今のところは一町だけで、やつていけないが、長男の方も他の産業に通じがでるというふうな情勢は望ましいことである。お父さんとお母さんと、長男が片手間と申しますか、他の職業につきながらやつていく、これは当座の場合としてはこうなつてくる。しからば他の産業でやつておつた長男の方々が、お父さん、お母さんが年を取つた場合に、その長男の人にお考え願わなければいけない。自分はいくつまでも一町でやつていくかあるは一町五反、二町にしていくかといふことを考へなければならぬ。同じ農家がその村に三軒も五軒もある。そうするとお互いに農民が話し

合つてどうやつていくべきか、おれは他の職業へつこう、おれはそれでは君に売ろうとか、あるいは信託しようといふふうなことで、だんだん世の変遷を見て、寸土といへども放さざるという決意は、今の時代では通らぬやうになつてきておるじやありませんか。私はこゝろいふ事態を見まして、農民の方も御心配になつておるから、こゝろいふ段階で一つつばな農村を作ると同時に、こゝろで他の仕事につこうといふ人は、氣持よく売るか信託するかどうして、全体として考へていくべきぢやないか。そこで、政府は農業基本法をこしらへまして、今までのように一応計画といふか、農業自体につきましてはこゝろいふ考へを持つておるから予算をこゝろいふ、こゝろいふふん普通通のやり方なしに、財政的にも法制的にもいろいろな手を打つ、そうして政府は、今後こゝろあるべきだといふ指導を、その事態に応じてやつていくこととしておるの、農業基本法の精神でございす。

○千田正君 そこで、ただいま総理大臣から御丁寧なお答えがありました。が、そこで二・五ヘクタール以下の土地をどういふふうにして吸収するか、これはいろいろ問題があるでございす。それは、先ほど来から論議されておりました協業といふ字を使つておられます。ところが、一方において社会党の方から出されておるのは共同という名前、それから民主社会党から出されておりますのがコー・オペ程度で共同、この三つの案がたゞいま出ております。そこで、今政府提案のこの協業といふ問題を中心に考えましたときに、先般も説明がございましたが、法人によるこゝろの農業経営、これを一つ取り上げて現実の問題としては法人化するこゝろによつて一つの農業の新しい近代化の方向に向かつていく、こゝろ、こゝろいゝわゆる協業といふ名前を使つておられます。それから家族自立経営、経済のお互いの協業、ただ、こゝろ非常に最近に至つて紀要を持つておる声が農民の間に出てきておる。それはどういふことかといふと、再び地主階級が台頭してくるのではないか。といふことは、法人化によつて土地を取得できる、そういうことになつてくるといふと、自分らの零細な土地をまた金を持つておる人たちが、あるいは実際に力を持つておる人たちのところへそれが吸収されていくのぢやないか、そこがちよつと不安だといふ声も一応出てきておるわけでありす。これに對する説明を一ついただきたいと思ひます。

○國務大臣(周東英雄君) いろいろ心配をされておる点があるといふことではあります。この点は私どもは実態をよくPRができていないといふことのうらみがあつたが、内容は決して心配は要らぬので、私どもの考へ方によれば、むしろ私どもは農業経営の自立農家を作ることの原則とし、また小さい農家また自立経営になつた農家でもさらに近代化、あるいは生産性を高めるために必要な共同化をやつていくといふことは、農業者の自発的意思に基づいてやりたいといふこと、どんなにこれを奨励していこうと思ふ。ことに共同の問題については、一がいに全部が協業といひ、共同といひまして

はつきりしておかぬというところ、これはやはり審議の過程において論争の焦点にもなりますし、また實際施行される農民の諸君に対して、判断のバロメーターにもなりますので、この際明示していただきたい。

○國務大臣(周栗英雄君) その点につきましては、私どもは、先ほどからも申しましたように、農業の経営形態の問題に対しましては、やはり家族経営を中心としてやっていく。しこうして家族経営で自立し得る農家はもとよりのこと、地方によって自立し得ないような零細農家というものの、あるいは兼業農家におきましても、農業部門におきまして施設の共同、あるいは作業の共同という形においてやり得ること、は、従来も農業協同組合の施設を共同に持つてやっておりますから、これらはほとんど従来通り処理していきま

するし、さらに一歩進みまして、同じ共同の中に入りますけれども、先ほどから申される法人化までして土地の使用権を法人に移して労働させる形になります。そういう形までいくことは、むしろ原則ではなくて、これはおのの希望により、地方により業態によつてやるのが適當であり、またやりたいというものに對しては、政府もこれを助長していくというのが、私どもの考えです。あくまでも農村の実態及び欧米各国における実情等も考えまして、家族経営を中心としてまず進めていくということが、私どもの考えであります。そうしてこの方が、私は、農

民の方々の心理にも合い、先ほどもちよつと触れましたが、全部とは申しませんが、現在まじめに農村の状態を考へて、今後の農村を振興してい

こうとする4日クラブに從属する二十万人の農村の青年男女の考え方であらうと思ひます。従つて徹底した共同と申しますか、そういうものがこの時点における生産方式であるということ、よほど時期を考へ、内容の指標となるものを実質を考へていかなければ、達成できないということが、やはり私は一部の真理をなしているかと思ひます。社会党さんの方では、これも決して強制的にやるとはおしやうておりません。そう私は申しませんけれども、ただ指導奨励によつて大体全部の耕地を百万単位、八十万単位の生産法人に作り上げて、そこへ全部大小合せて農業者を包含するという考えのようであります。これはいろいろの場合に御説明になつております。そういう点は、私は一つの考え方かも知れませんが、せんけれども、現在全国的に農業をしていくその地域において、全部五割増ができるかどうか問題でありますし、また私どもは、これは批判して恐縮でありますけれども、やはり今後における生産というものは、需要の伸びるものを作つていくという考えであります。まず土地を多くして、そこで何を作るかというのをわれわれは考へても、これは困難な事情があるのではなからうかとも思ひますし、また全部を一応法人化するということになりますと、社会党さんとも私どもと同じように、今後の農業経営は、機械化、高度技術化、それに近代化するとおっしゃいますが、全部の人間をそのまゝ包含して、そこで近代化、高度化すれば、そこにはやはり生産性を高めるといふことからいへば、その人間についてはやはり余つた者が出てくる。私ども

はその点を問題だと考へるのであります。技術の高度化といつても、今までの従業者をすべて同じように包含して共同経営を作るとおしやるわけですから、生産性は相変らず低いといふことになるのではなからうか、かように考へるのであります。しかしだんだんと説明されてくるところによりまして、やはり社会党さんにおきまして、一部は農村工業、先ほど言つた農業協同組合による加工を高度に使用、あるいは、農村に工場を誘致して第二次、第三次産業方面への吸収も考へていらつしやるようであります。こういう点はよく伺わなければわかりませんけれども、私どもの考えでは、そうなるかと大体同じことになつてくるのじゃないかと思ひます。外面的にたゞさんの農地を作つて、それを百万単位なり、八十万単位の九町歩平均の耕地を作るというところは、現実的でないのじゃないか、また、やはり農民の心理にも合わないのじゃないか、かように考へております。

それから、民主社会党さんの方も、大体先ほど東さんからお尋ねになりましたように、従来の協同組織による協同といふことを主に考へていらつしやると思ひますが、一、二法人の問題もありませんが、大体その点につきましても、私どもの方の考え方と似ておるやうに考へております。

○千田正君 農林大臣は大体似ておるやうに考へるといふお答えであります。が、音から来るところの共同なり、あるいはコー・オペラティブの協同なり協業という、大体同じような音であるのです。しかし私は内容は違ふと思ひます。そこで私は、自民党政府の

おしやる協業というものの農業基本法に基づく農家の造成というよりな経営の根本施策というものは、私は違ふと思ひます。総理大臣同じと思つておりますか、社会党の共同というものと。

○国務大臣(周東英雄君) 今、民社党の方で申しましたコー・オペラティブの問題は、すでに政府は今日までそれは助長奨励しておるのです。コー・オペラティブ、協同組合運動というものを。しかしその点においては、私どもは絶えず言つておりますように、家族経営主義にいたしますが、しかし法人を作つて、土地その他生産手段、機械なりあるいは家畜、こういうものを法人の所有に移して、全部の経営をやるというところでなくて、従来からコー・オペラティブによつていわれる共同施設を協同組合に持たせて、全部協同でやつていくというよりな行き方は、これはわれわれも賛成し助長しておるのです。ただ違ふ点は、その最終段階における法人を作つて、他の第三者がやつていくという形については、これは農業者の自由にかかせ、地域的にやりたいし、またやつた方がいいという場所においては奨励していきたい、私どもはこう思つております。原則的には思想的の問題もいろいろありますが、それは形式的に現れてこない問題ですから、私どもは申しません。

○千田正君 農林大臣は大体似ておるやうに考へるといふお答えであります。が、音から来るところの共同なり、あるいはコー・オペラティブの協同なり協業という、大体同じような音であるのです。しかし私は内容は違ふと思ひます。そこで私は、自民党政府の

考え方、私どもと似ておるといふ申し上げたのであります。

○千田正君 総理大臣のお考えはどうですか。

○国務大臣(池田勇人君) 大体農林大臣がお答えした通りであります。まあ社会党との違いは、根本的に変わつております。われわれは原則として、適正な家族経営を助長していきたい、こういうことでございします。社会党さんは、これは時間的にすぐそれといふことはないやうでございしますが、法案に家族経営といふことは一つも載つておりません。共同経営が主でございします。私、思想的には農林大臣と同じやうに申しませんが、今の日本の現状から申しまして、これを全部共同経営、共同経営一本でいくという原則は、私はいかなるものかと、私は今の農業の現状が成り立つやうにしていく、成り立たない場合、それが非常な不利な場合に、その不利を除いて有利にするための共同と、こう言つておる。現実的に即して、それをよりよくしようといふ考え方、社会党さんのは、私は批評じゃございせんが、それでなしに一足飛びには申しませんが、原則を共同経営、これが私は根本的の違いだと思ひます。

○千田正君 今、総理大臣のお答えがありましたが、これは今後われわれが審議の過程において相当勉強する必要があると思ひます。といふのは、社会党さんのおっしゃつておるのには、やはり協同組合、協同組織によつて貧しい方向に行かないやうに盛り上げていくやうに、それから政府の考え方、協業によつて農民を貧しくしないやうな方向へ持つていく、協業によつて組み立てていくやうに。片方は零細農にならないやうに救済をするやうな立場で、そしてさらにそれから飛躍していこうと。どちらも根本的にある程度違ふやうにわれわれ考へるのであります。これはまたいづれ時間をかけて、社会党の提案された方々からも、お話を承つて判断したいと思ひます。

次に私は貿易の自由化といふ問題が叫ばれているために、また国内にその農業生産物が輸入された場合に、それといふやうな競争を及ぼす面、それによつて不利益を及ぼす面といふいろいろな問題があるのであります。政府の考え方としては、国内の生産コストが高くなるやうなものはできるだけ輸入に待つて、安いものを輸入しようといふお考えのやうであります。で、政府の考え方では従前の十カ年計画の十カ年の最後の年には三千三百億ぐらいの農業生産物が輸入されるという予想ではないですか、その点はどうかでありますか。

○国務大臣(周東英雄君) 今の数字の問題は、あとで事務の方からお答えいたしますが、私どもは考え方といたしましては、安い農産物が外国にあるのだから、日本の農業はつぶれてもそれを入れたらいいという考えは絶対にとりません。私どもは今日農村の所得を上げるといふことから考へましても、今日不幸にして生産費が高くなつておる、競争的に弱いといふものにつましましては、大体御承知の通り自由化は控えさせておきます。その間できる限り対抗できるように生産の指導ないし品種改良なり、そういう問題をやつて、よりよく生産を上げるやうにし、品質もよく、安いものを作るといふやうな

形に持つていくことが必要だと、その間は自由化をおくらせていこうと、こういう考えであります。

○千田正君 農業生産の選択的拡大をうたつておる今度の農業基本法の、またその前提として、やはり海外からは安いものを輸入し、むしろ国内の産業を圧迫しない程度に輸入して、国内の農業生産物でコストが引き合うもの、またこれを輸出して逆にかせこうとするような大きな意味における貿易政策と相対する農業生産という方向に切りかえようという考えが、多分に織り込まれておるように思ふのですが、それにしまして、一応の選択拡大をするためには、一つの目標を置いておかなければならない。そういう点からいまして、この農業生産物の自由輸入とそれからガットその他との関係についての考え方について、こういう点について政府の所信をただしたいと思ふ。

○国務大臣(岡東英雄君) 今日十年後の輸入の農産物その他がどのくらいになりますか、これは私は、今事務の方で調べておりますが、これははつきり申しまして変わると思ふ。と申しますのは、畜産の高度成長をやらせる必要があります上においては、飼料の面につきましては計画を今再検討しております。私もいつか農林委員会で申しましたように、飼料というものに對して今後品別に、その飼料の種類別に需給の目標を畜産の伸びし方に應じて考えてみる。そしてできる限りはその各品目について国内生産自給度を高めていきたい。ところがものによりまして、どうしても今日の場合にはまだなかなか輸入に仰がなければならぬ

ものが相当あります。そういうもののやむを得ざるものが、一体どのくらいあるのか。それは輸入するならば、やむを得ずこれは計画的に月別に平均的にでも入れさせるように計画を立てていこう、こういうような考え方を持っております。多少のあれは変わりま

農民としての不安といふものは、はたしてそれではわれわれの収入といふものは他産業より多くなるのか、こういう不安を今から持つております。それから土地を取得する場合において、一体ほんとうに政府はそういう場合において金を出してくれるのか、一体予算はどれくらいのものを持つてゐるのだらう、どれくらいのもを政府は計画してゐるのだらうといふことを、常にこの問題が起きてから至るところでそういう声を聞くのであります。まあ、基本法は、あるところにおいては非常に賛成である、賛成だが、しかしそれは幾らの一体予算を政府がつけてくれるのだらう、これが非常に不安だといふことでもあります。また反対する方は

題が起こつてくる。それを私の方で、その長男の人に全部お売りなさい、だれかに買わしめると言ふわけにはいきません。そして半分だけ売つて、五反百姓で第二種兼業でいきなさいといふことも、今から私は言えないと思ひます。政治といふものは政治家がする

にしてしまふといふことはどうか、やはり個人企業を残しながら創意工夫をして、十分に一般大衆にサービスのできるようになりつづな企業にしていこう。農業もそうです。私はどつちを選ぼうという事態じゃないのです。お互い

○千田正君 いろいろお伺ひしたいと思ひますけれども、またほかの党から出されておられますところの基本法と比較してお伺ひしてみたいと思ふのですが、きょうはその時間もありませんので、ただ私は農民の一番心配してゐる

の、先ほど申し上げましたように、土地がだんだん移動していく。移動していくと同時に、また協業、片方においては協業によつて近代農業を育成していくといふ政府の考えですが、それによつて他産業との格差を縮めていく。むしろ同じように収入の限界を上げていくという方向に向かつていくというお話しであります。それ

が念願し、農民の要求が通るようになり法律をこしらへることが、政治の実体であらうと思ふのです。だからこれだけ出さなければ安心しないといふ事態じゃない。どつちを選ぼうかという問題ではないのです。農民といふものは、こういうふうな仕方になつて参ります。そのときにだれが農業をにな

○千田正君 総理のおっしゃることはよくわかります。先ほどから農民のい

○国務大臣(池田勇人君) 先ほど江田君にお答えしたと同様、またあなたにお答えいたしました。長男の人が一人残つた場合において、自分はこれをどれだけ買おうか、あるいは全部売つてしまおうか。あるいは第二種兼業になつて残ろうかとか、こういう問

題が起こつてくる。それを私の方で、その長男の人に全部お売りなさい、だれかに買わしめると言ふわけにはいきません。そして半分だけ売つて、五反百姓で第二種兼業でいきなさいといふことも、今から私は言えないと思ひます。政治といふものは政治家がする

にしてしまふといふことはどうか、やはり個人企業を残しながら創意工夫をして、十分に一般大衆にサービスのできるようになりつづな企業にしていこう。農業もそうです。私はどつちを選ぼうという事態じゃないのです。お互い

○国務大臣(岡東英雄君) お答えするに先だちまして、ちよつと総理の答弁を補足いたしますが、私は基本法について非常に不安だといふことを

よく言われます。私は農業のごときは、農業基本法が出たから来年から所得が倍になるような、話を誤って取られたのじゃないかと思ひます。私はその点は誤解を解かなきゃならぬ。これはむしろ、私はおもしろいと思ひたい。これは、新しい農業基本法において、御承知の通り農業の生産性を高め、農業従事者の生活を他と均衡にするというところを書いてある。それをやるについて、御承知のように、二条の各項に、これからは需要の伸びるもの、これをやらせていこう、これは一つの大きなねらい、それは何かということには指導させておるわけでありませう。第二番目に、必要な土地、水有効利用を促進し開発するといふような、これに對する有効施策を政府はしなきゃならぬ。三番目には、やはり農業法に關する問題なり、あるいは先ほどから出てくる加工の問題、あるいは流通に對して政府は施策をとる、また価格の問題について、安定政策をとる等々書いてございませう。これらの問題は今までなかつたことではありませう、これらの施策をするについて、だれでございませうか、とにかく長期の見通し、大体三年なり五年に限つた見通しを立てていく、その見通しに基づいて土地の基盤の造成なり、あるいは機械化の問題なり、高度利用について必要な施策を立てなきゃならぬと書いてある、しかも總理の立てた施策を一体その年、全年度においてどういふ農業の実態になつたか、これらに對して政府が施策した事柄がどういふ効果を生んでゐたのかといふことを報告することになつております。これについては私は相當に政府が責任を持つてくることになる

のです。それがうまくいってなければおかしいじゃないか、実績からいってみると、農業の施策を、どういふことをしたってさっぱりだめじゃないかといふことになつて、議會を通じて農民は大きく国に要求することができらるものであります。そういうことをしてもらおうといふのがこの法律でありませう。そしてしかも、それらの需給の見通しについては、先ほどの江田さんのお尋ねに對して私は御答弁しなかつたのであります。これは農政審議會にかけなければならぬ。そして第三者が政府の行政機関が作つた見通しだけではなくて、はたしてそれでよかつたか悪かつたか、こういうことについて批判を受けて、みんなの考えによつて立てた見通しに基づいて政府は施策をするわけでありませう。しかも、やつた施策がよかつたか悪かつたかということ、翌年には議會に出していくんでは、それでは先ほどから總理が申しておるやうに、それらのことを思い切つてやりませう、いかにやらないかといふなら直していくといふところ、これからの農政の大きな前進があると思ひます。このことはよく農家の方が理解をしていただければわかるのであります。私はそれらの話は、それは一つやつてもいい。それができませうれば、結局問題は社會黨さんの方ともよく議論になります。この必要なる施策に關する法律制度の問題は何になつてくるかといふことはつきりしていかねばならぬ。これは一つの論戦になると思ひます。しかも、それに関しましては何といつても抽象的ではない。私も將來の見通しに立つて、はたして土地の造成に

對して先ほど答へがありました。土地はどれだけ造成していったらいいか。畜産をやるについては牧野をどうしたらいいか、その造成、それに対する資金問題についても總理は考えると言つておられます。これが新しい問題である。私は終局において資金はどうするのかわからないと思ひます。これがお尋ねになりたい中心だと思ひます。資金がなくてはだめです。この資金の条件が考えられなければならぬ。それをどうするかという問題だ、私もそれはすでに次の段階に處するために内々計画を始めておるんです。こういうことを申し上げておきたいと思ひます。

従つて、先ほどの零細農について、は、そういうもののほかに、どういふ社會保障的なものを考へておるかという話であります。これは第二條、第八條の各項に書いてあります。よ、私どもはそれが社會保障の關係におきまして、医療制度の問題なり、あるいは無電落について電氣を引くとか、あるいは無電落に電話を引くとか、上下水道をどうやっていくとか、あるいは家族生活の向上のために、婦人労働の問題をどう合理化するかというところに、今度はいよいよその施策をしなければならぬ。これは各省に關係することでありませう、このおののについて各省が農業の推進、農業の向上のために農業に對する予算を組むといふことになる。これからなる。こういうことに一体なるといふことは、從來の農業の生産のあり方とは違つた形になるでせう。私はここに基本法を早く通していただきたい。先ほどたびたび總理が申しておる点であります。これを通していきつていくことは、この大きな基本に基づいて、すべての点に政府に集中的に要求せられることができないで、基礎ができることでありませう。かように考へております。

○千田正君 非常な總理並びに農林大臣から熱弁を振るわれまして、まことにこれは敬意に値するものであります。が、しからば行政指導の面でこれだけ政府が熱心に農民の意欲を起すために、それを出しておるのであります。が、つまり行政指導の面で一体どれだけの計画を持っておられるか。農林省の中に僕はまだ勉強しておりませうが、一課か二課くらいしか、そういう問題に對して今度の基本法に基づくところの指導機関といふやうなもので、P R機関でありませう、そういうものは二課くらいしか置いてないやうなものです。全国に對してこの通りの熱意を持って、農民の憲法であるたまにわれわれのものを、今おっしゃられたやうな熱意をはつきり農民の中に浸透をさせるためには、二課くらいではどういふ浸透しないと思ひます。その点はどういふふうにお考えおられますか。

○國務大臣(周東英雄君) これは最もいい御質問で、いいところを突かれまして、私どもの方は実はこの基本法を出します前に、農林省のみならずこの基本法の制定の暁における地方に對する誤まらざる誘導といふことが、指導をいたします。について、やはり地方中央を通じて機構をどうするかといふことを立てようじゃないかといふことをしました。これはなるほど二課くらいしかありません。これは両方ともいふか、両面作戦をやるといふわけでもありません。

○委員(藤野繁雄君) 本日はこの程度にいたします。

午後五時二十一分散會